

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	1

① 年月日・時間	令和7年6月16日							
② 場所								
③ 相手方	陸上自衛隊徳島駐屯地友の会							
④ 参加者								
⑤ 目的・内容	令和7年度徳島駐屯地友の会年会費							
⑥ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠								
⑦ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用記録簿	
	会費	3,203	10/10	3,000	令和7年度徳島駐屯地友の会年会費			
				203	払込手数料			
	合計	3,203		3,203				

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
☐ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。	口座記号番号										
	加入者名	※ 陸上自衛隊徳島駐屯地 友の会									
	金額	千	百	十	万	千	百	十	円		
	※					4	3	0	0	0	
	ご依頼人	おなまえ ※ 古野 司 様									
	料 金	(消費税込み)		日		附		印			
備 考	203	円		内税10%18円 07-06-16 T501000111 2730 ユウチヨ 現金扱 (62053) N94170001							

この受領証は、大切に保管してください。

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	2

①	年月日・時間	①令和7年6月24日(火)9時から ②令和7年7月2日(水)9時から ③令和7年7月2日(水)10時から						
②	場所	①②③徳島県議会議事堂3階会派控室						
③	相手方	①徳島県県土整備部都市計画課まちづくり室 ②農林水産部みどり戦略推進課 ③県土整備部道路整備課						
④	参加者	古野 司						
⑤	目的・内容	執行部担当課から説明聴取						
⑥	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用記録簿
		宿泊費	6,200	10/10	6,200	6/23 宿泊費（ビジネスホテルコスモス徳島）		
		宿泊費	6,200	10/10	6,200	7/1 宿泊費（ビジネスホテルコスモス徳島）		
		合計	12,400		12,400			

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1 1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

6月23日

付託委員会（総務）

6月24日

執行部への説明聴取

領収証

令和 7 年 6 月 23 日

古野 司 様

金 額	9	6	2	0	0	-
-----	---	---	---	---	---	---

上記金額正に領収いたしました。（消費税込） 但しご宿泊代として（11月分）

税 率 (10%)	税抜金額 4,563.60
	消費税額 456.36



ビジネスホテル

コスモス

徳島

URL : <https://t-palace.co.jp/cosmos/>

〒770-0936 徳島県徳島市中央通2-35-4

TEL : 088-622-2001

FAX : 088-623-8866

E-MAIL : cosmos@t-palace.co.jp

●本店 / 有限会社ビジネスホテル高松パレス

〒760-0022 香川県高松市西内町2-7

登録番号:T5470002005631

7月1日

本会議

治水・利水を考える議員連盟勉強会

政策条例検討会議 PT

7月2日

執行部への説明聴取

領収証

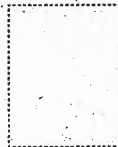
令和 7 年 7 月 7 日

古野 司 様

金 額	¥ 6 2 0 0 -
-----	-------------

上記金額正に領収いたしました。(消費税込) 但 ご宿泊代として

税 率	税抜金額	¥ 5 6 3 6 -
(10%)	消費税額	¥ 5 6 4 -



ビジネスホテル

コスモス

URL : <https://t-palace.co.jp/cosmos/>



〒778-0936 徳島県徳島市中央通2-35-4

TEL 088-622-2001

FAX 088-623-8866

E MAIL : cosmos@t-palace.co.jp

●本店 / 有限会社ビジネスホテル高松パレス 60-0022 香川県高松市西内町2-7
登録番号:T5470002005631

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	3

① 年月日・時間	令和7年5月16日(金)～5月19日(月)						
② 場所	台湾(台北、安農溪、烏石港)						
③ 相手方	ワールドマスタースゲームズ2025 台北市&新北市 組織委員会 国際マスタースゲームス協会 IMGA						
④ 参加者	重清佳之、福山博史、岡田理絵、井村保裕、木下賢功、古野司、平山尚道 (7名)						
⑤ 目的・内容	ワールドマスタースゲームズ2025台北市・新北市大会視察 ◎ワールドマスタースゲームズ2027関西大会準備に向けた徳島県で開催される競技種目の会場設営及び運営状況確認 ○会場やその周辺での案内及び「おもてなし」の実施状況調査 ○参加者のマスタースゲームズへの参加意識の確認						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	旅費	207,022	10/10	207,022	航空券(高松⇄台北)燃油サーチャージ等 64,340円 座席指定 7,140円 宿泊費3泊(22,000円×3泊) 66,000円 バス・ガイド料 57,322円 Wi-Fi借り上げ料 1,220円 国外手数料 11,000円		
	通訳料	80,000	1/7	11,428	通訳料		
	交通費	4,370	1/6	728	高速道路利用料金 5/16徳島IC - 高松中央IC 2,100円 5/19高松横紙IC - 徳島IC 2,270円		
	駐車場代	3,400	1/6	567	5/16-5/19 駐車場料金(高松空港)		
	交通費	-		-	ガソリン代(徳島県庁⇄高松空港)		✓
	合計	294,792		219,745			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1 1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按 分	10/10、1/7、1/6
政務活動費の支出額	219,745 円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領収証 RECEIPT

登録番号：T8010701012863

No. 2025-6527-00194

発行日：2025年7月23日

古野 司 様

下記の金額正に領収いたしました。

¥ 207,022*

2025年5月16日～2025年5月19日

但し 2025/5/16～5/19

ワールドマスターズゲームズ台湾視察経費として

株式会社JTB
徳島支店
徳島市寺島本町西1-33
第2中筋ビル 〒770-0831
担当者
TEL:088-623-1237
FAX:088-654-5120

※軽減税率対象

取引日	品名	単価	利用数	金額	備考	消費税
1	航空券(高松⇄台北)燃油サーチャージ等	¥ 64,340	1	¥ 64,340		対象外
2	座席指定	¥ 7,140	1	¥ 7,140		対象外
3	宿泊費3泊(22,000×3泊)	¥ 66,000	1	¥ 66,000		対象外
4	バス・ガイド代	¥ 57,322	1	¥ 57,322	5月16日～5月19日	対象外
5	Wi-Fi 借り上げ料	¥ 1,220	1	¥ 1,220		対象外
6	国外手数料	¥ 11,000	1	¥ 11,000		対象外
合計				¥ 207,022		
代金計				(税込)	うち消費税	
				¥ 207,022	¥ 0	
(対象外)				¥ 207,022	¥ 0	

7月23日、現金にて入金

出納責任者	
取扱者	



領収個所名、領収印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。

領 収 書

一金 80,000 円

但し、ワールドマスタースゲームズ台湾視察に係る
通訳費として、上記のとおり領収しました。

令和 7 年 6 月 11 日

徳島県議会スポーツ振興議員連盟 殿



原本は井村議員添付

4

1
1
19
20
21
22
23
24

金額頭部に－(マイナス印)がある場合は借入残高を表します。

高松空港駐車場

登録番号 T5470001016522

領収証

精算機 #01	A 精算No.000007
発券機 #02	発券No.052979
入庫時刻	2025年 5月16日(金) 09:05
出庫時刻	2025年 5月19日(月) 10:43
駐車時間	3日 1:38
駐車料金	A料金 3,400円
=====	
合 計	3,400円
(内税10%対象額	3,400円)
現金領収額	3,400円
お預り	4,000円
お釣り	600円

合計は消費税率10%対象です。
またのご利用をお待ちしております。

原本は井村議員添付

活動報告書兼領收書等添付票

費目	交通費（ガソリン代）
整理番号	1

[illegible]

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☑ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☑ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☑ 自動車使用記録簿が提出されている	
☑ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けて

【按分による支出の場合】

按分率	1/6
政務活動費の支出額	420 円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

自動車使用記録簿（令和 7 年 5 月分）

使用日	政務活動先	政務活動目的	政務活動に要した 走行距離 (km)	摘 要
R7.5.16~ 19	台湾	ワールドマスタースゲームズ 台湾視察	170.8	調査研究費
政務活動に要した走行距離数の合計			170.8 km	

（注） 当該政務活動に該当する項目を摘要欄に記載すること。また、他の経費支出に伴って、「活動報告書兼領収書等添付票」を作成した場合は、併せて当該整理番号も記載すること。

計算式：走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/ℓ) × 購入単価 (円) = 充当額 (円)				
燃費 12 km/ℓ 購入単価 177 円				
項目(調査研究費)				
走行距離	170.8 km	÷ 燃費	12 km/ℓ	×
		購入単価	177 円	=
				充当額 2,519 円



系内品書 (領収書)

売上

(株) JA東とくしまサービス
和田島セルフSS

小松島市和田島町字松田新田148

TEL:0885382294 SS:7023410501

登録番号:T1480001007862

2025/05/19(月)14:15

様

XXXXXXXXXXXX

クレジット()

区分 16

初"OK

No.9596 P-07

レギュラーガソリン

16.39L/リ @177.0 ¥2901

合計 ¥2,901

(内10%消費税等 ¥264

10%税込金額 ¥2,901)

承認No.0121494

端末処理通番 15908

支払方法 一括払い

端末識別番号 7734810210550 IC

ARCOO ATC0017

00 A0000000651010

係員:和田島 S S 印-No.5525 01

原本は井村議員添付

政務活動海外調査報告書

① 期間	令和7年5月16日～5月19日
② 訪問国・地域	台北、（開幕式・バスケット・バドミントン）、安農溪（カヌー）、烏石港（サーフィン）
③ 調査日程	
5月16日	11:30 高松空港発 13:10 桃園空港（台北）着 台北（総合案内・イベント会場）周辺視察 19:30 ウェルカムパーティー会場視察
5月17日	11:00 カヌースラローム会場視察 14:30 バスケットボール会場（中和国民スポーツセンター）視察 バドミントン（市民活動） 17:00 ウェルカムレセプション（台北ドーム） 19:00 開幕式
5月18日	9:00 サーフィン会場視察 11:30 ゴルフ会場（台湾ゴルフ倶楽部）視察 15:30 EXPO会場・関西大会PRブース視察 18:00 四国県人会と意見交換会
5月19日	6:55 桃園空港（台北）発 10:30 高松空港着
③ 目的	
【ワールドマスターズゲームズ2025台北市・新北市大会視察】 ◎ワールドマスターズゲームズ2027 関西大会準備に向けた徳島県で開催される競技種目の会場設営及び運営状況確認	

○会場やその周辺での案内及び「おもてなし」の実施状況調査

○参加者のマスタースゲームズへの参加意識の確認

④ 成果・所感

2027年に開催が予定されている「ワールドマスタースゲームズ2027関西大会」に先立ち、台北市、新北市大会の会場設営や運営、参加者の状況を視察しました。

台北市、新北市大会では、5月17日から30日まで、台北市、新北市、桃園市、新竹県、新竹市、北東部・宜蘭県の6都市で開催され、国内外から26,000人以上の競技者が参加される予定とのことです。

関西大会は参加目標人数を5万人とし、それによる経済波及効果は約1,461億円と試算されています。今回の視察を通じ、関西大会の成功のためには、競技参加者のみならず、地元住民へ参加いただけるような広報活動やイベント開催が非常に重要であると、改めて認識いたしました。

現地では、特に、開幕式の会場は、現地の有名アーティストやスポーツ選手が出演し、大変にぎわっていたものの、競技会場によっては、「ワールドマスタースゲームズ」開催の広報が広く行き渡っていないせいか、盛り上がりにかけていた会場もあったように感じました。

また、交流の場である「ウエルカムパーティー」の視察では、台湾側からのステージパフォーマンスを鑑賞する運営方式でしたが、交流するプログラムがないため、選手同士の交流にかけているように感じました。交流の場の設定にあたっては、年齢や性別、国籍、障がいの有無に関わらず、様々な参加者が交流を楽しめる場となるようなプランが必要だと思いました。

「ワールドマスタースゲームズ」では、たいていの参加者はグループや家族連れで世界各地から参加し、国外参加者は平均2週間程度現地に滞在することから、次の大会では、日本（関西）の魅力を発信する大きなチャンスだと思います。

今大会の開催地であります台湾のほか、アジア各国や欧米からの参加者は、今回の開催大会への参加も期待できます。

このためにも、いかに近隣の市民、県民を巻き込むことができるかが重要だと思います。例えば、選手だけにとどまらない地元住民も楽しめるようなイベントを企画したり、参加される外国選手に対して、地元住民が直接応援をしていただけるような参加国の応援旗を作成するなどの工夫をしていただけたらと思いました。

また、スマートフォンのアプリなどのコミュニケーションツールも発達していますが、運営スタッフやボランティアの確保も重要と考えます。

昨年、国際定期便の運航が開始されました。県内のインバウンド対応のため、多言語対応、外国人向けの情報発信、無料 Wi-Fi スポットの整備など受入環境の充実を図る必要があります。

令和7年6月定例会でも、予算措置され、対策はこれからも進んでいくと思いますが、2年後の次回大会の開催に向け、特に徳島県など地方においては、選手が利用される施設や飲食店などでの多言語対応が急務であると思います。

次に、移動手段については、今回の台北市、新北市では、競技会場が離れていましたが、高速道路は世界初のETC化などしっかりと整備され、しかも20kmまでは無料であるため、シャトルバス等での移動ではあまりストレスを感じることはありませんでしたが、一般道は渋滞も多く、予定を調整する場合もありました。

本県において、高速道路の南伸が遅れ、ミッシングリンクの解消が急がれます。

カヌーは那賀町、トライアスロンは美波町が会場になりますが、カヌー艇や自転車の輸送方法の確保とともに宿泊施設が不足しており、民泊も含めた対策が求められます。

さらにゴルフは5会場に分かれるため、ルールの徹底、ゴルフ場へのアクセス、キャディの確保、言葉の問題等々、さまざまな課題が山積しています。

今回の現地調査に際して、台湾の四国県人会と意見交換の場を持ち、現地の状況

を伺うとともに、チャーター便の運航や、経済や観光などの交流に向け、まずは、双方で認知度を高める活動ができれば等の意見交換を行った。

ワールドマスタースゲームズ2027では、台湾のみならず、多くの諸外国からご参加いただくこと、徳島をしっていただくきっかけとし、それを機会にスポーツや経済、観光が発展していけたらと思います。

開催まで、残すところ2年。大会開催に向け、また宿泊者数ワースト2の汚名を返上するためにも、県民みんながおもてなしの精神を発揮し、県を挙げて歓迎ムードを醸成しなければなりません。

今回の視察を活かして、「ワールドマスタースゲームズ2027関西大会」を盛り上げていきたいと思っています。

1日目

○ウエルカムパーティー会場（前夜祭）



会場内



会場ロビー案内表示



会場入口ゲート



地域住民との交流の様子

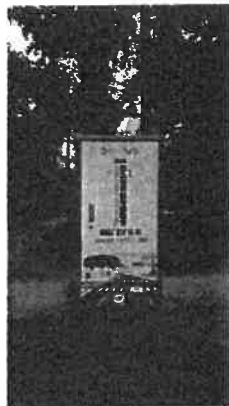


会場内ステージ前方



会場内看板

○パレード周辺案内



パレード周辺道路案内



仮設トイレ（建物手前の白い設備）

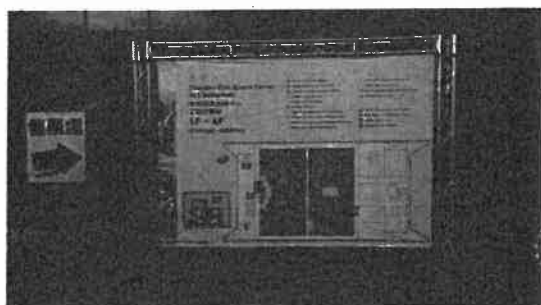
2日目
○カヌー会場



会場開設予定場所



○バスケットボール会場



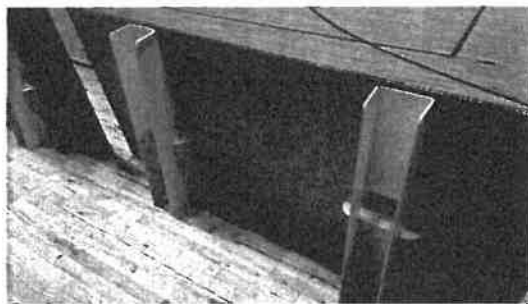
会場入口案内表示



会場ロビー看板



会場での練習風景

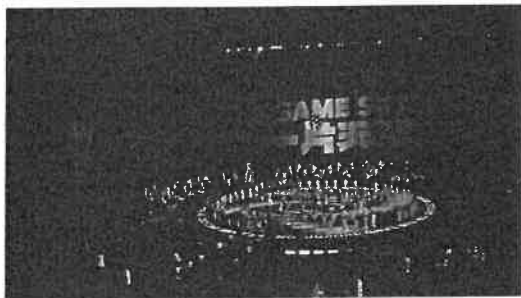


会場の仕切りや案内には段ボール資材を活用し、経費縮減

○開幕式（レセプション）



ステージ



会場入口の様子

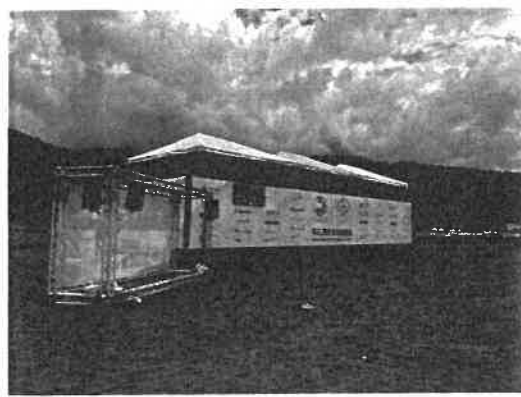


観客席（地域住民が多数参加）

3日目 ○サーフィン会場



本部前



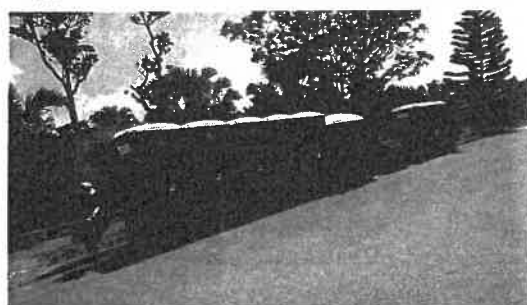
本部



会場は一般の海水浴客とゾーン分けして利用（赤コーンより海側が会場エリア）



競技エリアは白色ブイの間



仮設トイレ

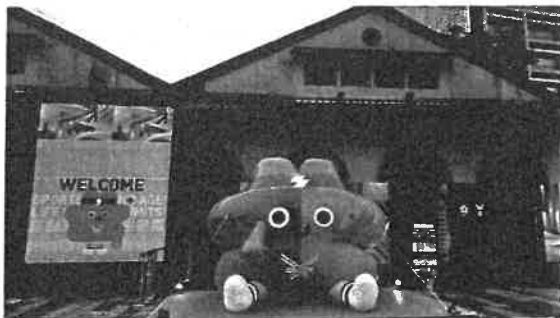
○ゴルフ会場



クラブハウス前



○EXPO会場



選手受付会場前案内



選手受付エリア



関西大会PRブース

※視察に際して、本県の藍染めシャツ等を着用して、PRしてまいりました。

○県人会との意見交換



活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	4

①	年月日・時間	令和7年8月8日						
②	場所	JRホテルクレメント徳島						
③	相手方	徳島県町村議会議長会						
④	参加者	古野 司 他						
⑤	目的・内容	「令和7年度徳島県町村議会議員研修会」に参加						
⑥	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用記録簿
		駐車場代	960	10/10	960	8/8 駐車場代		
		合計	960		960			

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）		会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である		経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている		
☒ 充実に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない		
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない		

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

徳島駅クレメント駐車場
24時間営業 TEL:088-623-8640
JR四国ステーション開発株式会社
登録番号: T5470001002241
全て消費税10%適用対象

領 収 証

入車日時 2025年08月08日 14時12分
精算日時 2025年08月08日 16時51分
No.07-000218 券No.01-527180

駐車料金 (一般車) 960円

料金計 960円

投入現金 5,000円
釣銭額 4,040円

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	5

①	年月日・時間	①令和7年7月29日(火)16時30分から ②令和7年7月30日(水)9時から ③令和7年8月6日(水)17時30分から ④令和7年8月7日(木)9時から ⑤令和7年9月10日(水)9時20分から ⑥令和7年9月29日(月)13時から ⑦令和7年9月30日(火)9時から						
②	場所	①～⑦徳島県議会議事堂3階会派控室						
③	相手方	①徳島県保健福祉部地域共生推進課 ②徳島県県土整備部河川整備課 ③徳島県企画総務部 ④徳島県保健福祉部 地域共生推進課 ⑤徳島県保健福祉部長寿いきがい課 ⑥徳島県保健福祉部医療政策課、救急・災害医療対策室、公 安委員会、県土整備部道路整備課 ⑦徳島県県土整備部道路整備課						
④	参加者	古野 司						
⑤	目的・内容	執行部担当課等から説明聴取						
⑥	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用記 録簿
		宿泊費	6,000	10/10	6,000	7/29 宿泊費（ビジネスホテルコスモス徳島）		
		宿泊費	6,700	10/10	6,700	8/6 宿泊費（ビジネスホテルコスモス徳島）		
		宿泊費	6,700	10/10	6,700	9/9 宿泊費（ビジネスホテルコスモス徳島）		
		宿泊費	6,700	10/10	6,700	9/29 宿泊費（ビジネスホテルコスモス徳島）		
		合計	26,100		26,100			

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領収証

令和 7 年 7 月 29 日

古野司 様

金額	¥ 6000 -
----	----------

上記金額正に領収いたしました。(消費税込) 但 宿泊代として

税率 (10%)	税抜金額 ¥ 5455
	消費税額 ¥ 545



ビジネスホテル
コスモス 徳島

〒770-0936 徳島県徳島市中央通2-35-4
TEL : 088-622-2001
FAX : 088-623-8866
E-MAIL : cosmos@t-palace.co.jp

URL : <https://t-palace.co.jp/cosmos/>

●本店 / 有限会社ビジネスホテル高松パレス 〒760-0022 香川県高松市西内町2-7
登録番号:T5470002005631

領收証

令和 7 年 8 月 6 日

右野司様

金額	¥ 6700-
----	---------

上記金額正に領収いたしました。(消費税込) 但 ご宿泊代として

稅 率	稅拔金額	76091 -
(10%)	消費稅額	7609



ビジネスホテル
コスモス

URL : <https://t-palace.co.jp/cosmos/>

〒770-0936 徳島県徳島市中央通2-35-4

TEL : 088-622-2001

FAX : 088-623-8866

E-MAIL : cosmos@t-palace.co.jp

●本店／有限会社ビズネスホテル高松 クレジット 760-0022 香川県高松市西内町2-7
登録番号:T5470002005631

9月9日

事前委員会（防災・環境対策）

9月10日

執行部への説明聴取

領 収 証		令和 7 年 9 月 9 日
古野 司 様		
金 額	¥ 6700 -	
上記金額正に領収いたしました。(消費税込) 但 ご宿泊代として (1770円)		
税 率 (10%)	税抜金額	¥ 6091 -
	消費税額	¥ 609 -
ビジネスホテル 徳島コスモス 〒770-0936 徳島県徳島市中央通2-35-4 TEL: 088-622-2001 FAX: 088-623-8866 E-MAIL: cosmos@t-palace.co.jp URL: https://t-palace.co.jp/cosmos/ ●本店 / 有限会社ビジネスホテル高松 〒760-0022 香川県高松市西内町2-7 登録番号:T5470002005631		

活動報告書兼領収書等添付票

項目		調査研究費						
整理番号		6						

①	年月日・時間	令和7年11月16日(日) ①10:20～11:40 ②13:30～14:00						
②	場所	①本山町プラチナセンター(高知県長岡郡本山町) ②早明浦ダム管理所(高知県土佐郡土佐町)						
③	相手方	①吉野川総合開発50周年記念式典実行委員会 ②早明浦ダム管理所						
④	参加者	古野 司 他						
⑤	目的・内容	①吉野川総合開発50周年記念式典へ参加 ②早明浦ダム再生事業現場見学会へ参加						
⑥	政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
		交通費	510	10/10	510	高速道路利用料(南国→大豊)		
		交通費	510	10/10	510	高速道路利用料(大豊→南国)		
		交通費	-	10/10	-	ガソリン代(自宅→高知県本山町→高知県土佐町→自宅)		✓
	合計	1,020		1,020				

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)		会派使用欄	
☒ 当該支出は政務活動費の用途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である		経理責任者審査 須	
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている			
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない			
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない			

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---



7 普通預金 (兼お借入明細)



全画面に
表示され
ます。お
借入明細
は、お借
入金額を
表示します。

年 月 日	摘 要	お 払 戻 し 金 額	お 預 り 金 額	差 引 残 高
1 08-02-02	20999	*17.620	トヨタファイナ (加)	*** **
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

記号説明 ★ACSは提携銀行の現金自動支払機での払戻しを示し、手数料を (差引残高) に入ります。
★クテ0、クテ1、クテ2、クテ3は証券類による入金を示し、その記号後部に払戻しのできる予定日時を表示します。
★「イッカツキョウ」の表示のあるお取引についてのご照会は、取引店にお申し出ください。



**** * * * *



ログアウト

マイページ ご利用明細の照会

ご利用明細の照会

2026年2月

2026.02.02 (月) お支払い金額

確定 17,620円

内 リボお支払い金額 0円

内 カードローンお支払い金額 0円

ご利用カード

ご利用総額 17,620円

カード利用締め日

[締め日を確認する >](#)[明細PDFを確認・印刷する >](#)

ご利用明細

並び順：ご利用の古い順

対象：ご契約すべてのカード

ETC特別割引／N西日本

510円 +

2025.11.16 (日) 1回払い

ETC特別割引／N西日本

510円 +

2025.11.16 (日) 1回払い

ソニーストア契約サービス

550円 +

2025.12.01 (月) 1回払い

日本郵便 (Webゆうびん)

3,980円 +

2025.12.06 (土) 1回払い

合同会社ネコリコ

550円 +

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 大豊

お問い合わせは、西日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用にならないお客さまは
06-6876-9031 (通話料有料)

25年11月16日 8時24分

車種 普通

割引前料金	¥730-
割引△	¥220-
ご利用額	¥510-

(別添)

—入口料金所— 南国

ETC 有効期限26年 5月

会員番号 (支払 - 1回払い)

ケータイから高速道路の交通情報をチェック

<https://ihighway.jp>

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

取扱番号201-00260808-19

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 南国

お問い合わせは、西日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用にならないお客さまは
06-6876-9031 (通話料有料)

25年11月16日 14時56分

車種 普通

割引前料金	¥730-
割引△	¥220-
ご利用額	¥510-

(別添)

—入口料金所— 大豊

ETC 有効期限26年 5月

会員番号 (支払 - 1回払い)

ケータイから高速道路の交通情報をチェック

<https://ihighway.jp>

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

取扱番号201-01441438-19

活動報告書兼領收書等添付票

費目	交通費（ガソリン代）
整理番号	1

[illegible]

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☑ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☑ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☑ 自動車使用記録簿が提出されている	
☑ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けて

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	2,479 円
-----------	---------

自動車使用記録簿（令和 7 年 1 1 月分）

使用日	政務活動先	政務活動目的	政務活動に要した 走行距離 (km)	摘 要
R7. 11. 16	本山町プラチナ センター、早明 浦ダム管理所	吉野川総合開発50周年記念式典及 び早明浦ダム再生事業現場説明会 に参加	272	調査研究費 6
政務活動に要した走行距離数の合計			272 km	

(注) 当該政務活動に該当する項目を摘要欄に記載すること。また、他の経費支出に伴って、「活動報告書兼領収書等添付票」を作成した場合は、併せて当該整理番号も記載すること。

計算式：走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/ℓ) × 購入単価 (円) = 充当額 (円)

燃費 18.1 km/ℓ 購入単価 165 円

項目(調査研究費6)

走行距離 272 km ÷ 燃費 18.1 km/ℓ × 購入単価 165 円 = 充当額 2,479 円

項目()

走行距離 km ÷ 燃費 km/ℓ × 購入単価 円 = 充当額 円

項目()

走行距離 km ÷ 燃費 km/ℓ × 購入単価 円 = 充当額 円

ENEOS

領収書

福永石油
相生給油所
那賀郡那賀町朴野字大下43-1
TEL:0884-62-0282
登録番号:T2810332778013
2025/11/19(水)08:29

現金 様
4-739290-90081 543843 0001
売上 現金 手
レギュラー
020000 ¥2987
18.10L @165.0 L-4 N-4

小計 ¥2,987
(10%対象 ¥2,987
内消費税 ¥272)
合計 ¥2,987

上記にて領収書とさせていただきます

No.2045 担当:0003

POS番号01

2025/11/19

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	7

①	年月日・時間	令和7年12月6日						
②	場所							
③	相手方	那賀川アフターフォーラム						
④	参加者							
⑤	目的・内容	那賀川アフターフォーラム 令和7年度 年会費(R7.12.1~R8.11.30)						
⑥	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用記 録簿
		会費	5,000	10/10	5,000	那賀川アフターフォーラム年会費(令和7年度)		
		合計	5,000		5,000			

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領収証

古野 司 様

No.

金額									
				¥	5	0	0	0	-

収 入
印 紙

内 訳

現金

小切手

手 形

但 令和7年度会費

7 年 12 月 6 日 上記正に領収いたしました

消費税額等 (%)

那賀川アフターフ



活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費						
整理番号	8						

① 年月日・時間	①令和7年10月15日(水)16時30分から ②令和7年10月16日(木)9時から ③令和7年11月27日(木)16時から ④令和7年11月27日(木)16時30分から ⑤令和7年12月19日(金)16時から ⑥令和7年12月20日(土)9時から						
② 場所	①～⑤徳島県議会議事堂3階会派控室 ⑥仁木博文 徳島事務所(徳島市南末広町)						
③ 相手方	①徳島県県土整備部河川整備課 ②徳島県県土整備部 ③徳島県県土整備部河川整備課 ④徳島県保健福祉部長寿いきがい課 ⑤徳島県保健福祉部長寿いきがい課 ⑥徳島県県土整備部河川整備課 ⑦仁木衆議院議員岩田秘書						
④ 参加者	古野 司						
⑤ 目的・内容	①～⑤執行部担当課等から説明聴取 ⑥地元要望協議						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(%)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	宿泊費	6,700	10/10	6,700	10/15 宿泊費(ビジネスホテルコスモス徳島)		
	宿泊費	6,700	10/10	6,700	11/27 宿泊費(ビジネスホテルコスモス徳島)		
	宿泊費	6,200	10/10	6,200	12/19 宿泊費(ビジネスホテルコスモス徳島)		
	合計	19,600		19,600			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の用途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

令和 7 年 10 月 15 日

古 野 司 様

金 額	¥ 6 7 0 0 -
-----	-------------

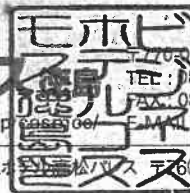
上記金額正に領収いたしました。(消費税込) 但 ぐ宿泊代として

税 率	税抜金額
(10%)	¥ 609 -
	消費税額
	¥ 609 -



ビジネスホテル
コスモス

URL : <https://t-palace.co.jp/cosmos/>



〒760-0036 徳島県徳島市中央通2-35-4
TEL : 08-622-2001
FAX : 08-623-8866
E-MAIL : cosmos@t-palace.co.jp

●本店 / 有限会社ビジネスホテル高松 / 〒760-0022 香川県高松市西内町2-7
登録番号:T5470002005631

11月27日

＜ 理事者への説明聴取

11月28日

本会議

領 収 証

令和 7 年 11 月 27 日

古 野 司 様

金 額	¥ 6 7 0 0
-----	-----------

上記金額正に領収いたしました。(消費税込) 但 ござ宿泊代として

税 率 (10%)	税抜金額 ¥ 6 0 9 1
	消費税額 ¥ 6 0 9



ビジネスホテル
コスモス徳島

URL : <https://t-palace.co.jp/cosmos/>

〒770-0936 徳島県徳島市中央通2-35-4

TEL : 088-622-2001

FAX : 088-623-8866

E-MAIL : cosmos@t-palace.co.jp

●本店／有限会社ビジネスホテル高松パレス

〒760-0022 香川県高松市西内町2-7

登録番号:T5470002005631

領 収 証

令和 7 年 12 月 19 日

古野 司 様

金額	¥6200-
----	--------

上記金額正に領収いたしました。(消費税込) 但 ご宿泊代として

税率
(10%)

税抜金額
消費税額

¥5636-

¥564-



ビジネスホテル

コスモ

URL : <https://t-palace.co>

モリス

〒790-0936 徳島県徳島市中央通2-35-4

TEL 088-622-2001

FAX 088-623-8866

E-MAIL : cosmos@t-palace.co.jp

●本店／有限会社ビジネスサポート高松パレス 60-0022 香川県高松市西内町2-7

登録番号:T5470002005631

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	9

① 年月日・時間	令和7年7月18日、令和8年3月11日						
② 場所							
③ 相手方	徳島県議会各種議員連盟						
④ 参加者							
⑤ 目的・内容	徳島県議会各議員連盟 令和7年度会費						
⑥ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用記録簿
	会費	5,000	10/10	5,000	徳島県議会観光振興議員連盟 会費		
	会費	△ 2,000	10/10	△ 2,000	徳島県議会観光振興議員連盟 会費返金		
	会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会農業振興議員連盟 会費		
	会費	△ 2,000	10/10	△ 2,000	徳島県議会農業振興議員連盟 会費返金		
	会費	4,000	10/10	4,000	徳島県議会医療・福祉関係議員連盟 会費		
	会費	△ 3,000	10/10	△ 3,000	徳島県議会医療・福祉関係議員連盟 会費返金		
	会費	5,000	10/10	5,000	徳島県議会芸術文化振興議員連盟 会費		
	会費	△ 1,000	10/10	△ 1,000	徳島県議会芸術文化振興議員連盟 会費返金		
	会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会防災対策議員連盟 会費		
	会費	4,000	10/10	4,000	徳島県議会教育を考える議員連盟 会費		
	会費	1,000	10/10	1,000	徳島県議会日台交流推進議員連盟 会費		
	会費	7,000	10/10	7,000	徳島県議会林業木材振興議員連盟 会費		
	会費	△ 1,000	10/10	△ 1,000	徳島県議会林業木材振興議員連盟 会費返金		
	会費	5,000	10/10	5,000	徳島県議会防衛議員連盟 会費		
	会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会北朝鮮日本人拉致問題早期解決促進議員連盟 会費		
	会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会水産振興議員連盟 会費		
	合計	34,000		34,000			

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充当に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

令和7年7月18日

古野 司 様

¥ 5,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会観光振興議員連盟 領 収

徳島県議会
観光振興
議員連盟

返金証明証

令和8年3月11日

古野 司 様

¥ 2,000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会観光振興議員連盟 返 金

徳島県議会
観光振興
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

古野 司 様

¥ 3,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会農業振興議員連盟 領 収

徳島県議会
農業振興
議員連盟

返金証明証

令和8年3月11日

古野 司 様

¥ 2,000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会農業振興議員連盟 返 金

徳島県議会
農業振興
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

古野 司 様

¥ 4,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会医療・福祉関係議員連盟 領 収

徳島県議会
医療・福祉関係
議員連盟

返金証明証

令和8年3月11日

古野 司 様

¥ 3,000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会医療・福祉関係議員連盟 返 金

徳島県議会
医療・福祉関係
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

古野 司 様

¥ 5,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会芸術文化振興議員連盟 領 収

徳島県議会
芸術文化振興
議員連盟

返金証明証

令和8年3月11日

古野 司 様

¥ 1,000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会芸術文化振興議員連盟 返 金

徳島県議会
芸術文化振興
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

古野 司 様

¥ 3,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会防災対策議員連盟

徳島県議会
領 収
防災対策
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

古野 司 様

¥ 4,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会教育を考える議員連盟

徳島県議会
領 収
教育を考える
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

古野 司 様

¥ 1,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会日台交流推進議員連盟

徳島県議会
領 収
日台交流推進
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

古野 司 様

¥ 5,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会防衛議員連盟

徳島県議会
領 収
防衛
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

古野 司 様

¥ 7,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会林業木材業振興議員連盟

徳島県議会
領 収
林業木材業振興
議員連盟

返金証明証

令和8年3月11日

古野 司 様

¥ 1,000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会林業木材業振興議員連盟

徳島県議会
返 金
林業木材業振興
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

古野 司 様

¥ 3,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会北朝鮮日本人拉致問題
早期解決促進議員連盟

徳島県議会
領 収
北朝鮮日本人拉致
問題早期解決促進
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

古野 司 様

¥ 3,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会水産振興議員連盟

徳島県議会
領 収
水産振興
議員連盟

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	10-1

① 年月日・時間	①令和8年1月9日(金)16時から ②令和8年1月10日(土)9時20分から ③令和8年1月29日(木)4時から、4時30分から ④令和8年1月30日(金)10時から ⑤令和8年3月2日(月)16時から						
② 場所	①、③～⑤徳島県議会議事堂3階会派控室 ②仁木博文徳島事務所(徳島市南末広町)						
③ 相手方	①徳島県県土整備部 ②仁木博文徳島事務所 堀江所長 ③徳島県県土整備部道路整備課、水環境整備課 ④徳島県保健福祉部 ⑤徳島県危機管理部被災者支援推進室、徳島県県土整備部						
④ 参加者	古野 司						
⑤ 目的・内容	①、③～⑤執行部担当課等から説明聴取 ②地元要望協議						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	宿泊費	6,200	10/10	6,200	1/9 宿泊費(ビジネスホテルコスモス徳島)		
	宿泊費	6,700	10/10	6,700	1/29 宿泊費(ビジネスホテルコスモス徳島)		
	宿泊費	6,500	10/10	6,500	3/2 宿泊費(ビジネスホテルコスモス徳島)		
	合計	19,400		19,400			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)		会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である		経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている		
☒ 充当に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない		
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない		

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1 1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	10-2

① 年月日・時間	①令和8年3月11日(水)16時から ②令和8年3月12日(木)9時から、11時から ③令和8年3月16日(月)13時30分から、15時から ④令和8年3月17日(火)9時から、14時から						
② 場所	①～④徳島県議会議事堂3階会派控室及び徳島県議会大会議室						
③ 相手方	①徳島県生活環境部交通政策課 ②徳島県生活環境部交通政策課、徳島県農林水産部経営推進課 ③徳島県議会防災対策議員連盟勉強会、徳島県農林水産部経営推進課 ④徳島県こども未来部こども家庭支援課、 徳島県議会教育を考える議員連盟勉強会						
④ 参加者	古野 司						
⑤ 目的・内容	①～④執行部担当課等から説明聴取						
⑥ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分							
⑦ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用記 録簿
	宿泊費	6,700	10/10	6,700	3/11 宿泊費（ビジネスホテルコスモス徳島）		
	宿泊費	6,700	10/10	6,700	3/16 宿泊費（ビジネスホテルコスモス徳島）		
	合計	13,400		13,400			

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充当に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

令和 8 年 1 月 9 日

古野 司 様

金 額	¥	6	2	0	0	-
-----	---	---	---	---	---	---

上記金額正に領収いたしました。(消費税込) 但 ご宿泊代として

(13月分)

税 率	税抜金額
(10%)	¥5636-
	消費税額
	¥564-

ビジネスホテル
コスモス徳島URL : <https://t-palace.co.jp/cosmos/>〒770-0936 徳島県徳島市中央通2-35-4
TEL : 088-622-2001
FAX : 088-623-8866
E-MAIL : cosmos@t-palace.co.jp●本店 有限会社ビジネスホテル高松/レス 〒760-0022 香川県高松市西内町2-7
登録番号:T5470002005631

領 収 証

令和 8 年 1 月 29 日

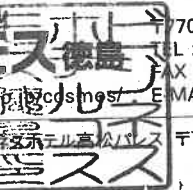
古野 司 様

金 額	¥	6	7	0	0	-
-----	---	---	---	---	---	---

上記金額正に領収いたしました。(消費税込) 但 ご宿泊代として

(13月分)

税 率	税抜金額
(10%)	¥6090-
	消費税額
	¥610-

ビジネスホテル
コスモス徳島URL : <https://t-palace.co.jp/cosmos/>〒770-0936 徳島県徳島市中央通2-35-4
TEL : 088-622-2001
FAX : 088-623-8866
E-MAIL : cosmos@t-palace.co.jp●本店 有限会社ビジネスホテル高松/レス 〒760-0022 香川県高松市西内町2-7
登録番号:T5470002005631

領 収 証

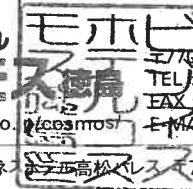
令和 8 年 3 月 2 日

古野 司 様

金 額	¥	6	5	0	0	-
-----	---	---	---	---	---	---

上記金額正に領収いたしました。(消費税込) 但 ご宿泊代として

税 率	税抜金額
(10%)	¥5909
	消費税額
	¥591

ビジネスホテル
コスモス徳島URL : <https://t-palace.co.jp/cosmos/>〒770-0936 徳島県徳島市中央通2-35-4
TEL : 088-622-2001
FAX : 088-623-8866
E-MAIL : cosmos@t-palace.co.jp●本店 有限会社ビジネスホテル高松/レス 〒760-0022 香川県高松市西内町2-7
登録番号:T5470002005631

領収証

令和8年3月11日

古野 司 様

金額	¥	6	7	0	0	-
----	---	---	---	---	---	---

上記金額正に領収いたしました。(消費税込) 但 宿泊代として (1泊分)

税率 (10%)	税抜金額
	消費税額

¥6091-
¥6091-ビジネスホテル
コスモス徳島〒770-0936 徳島県徳島市中央通2-35-4
TEL: 088-622-2001
FAX: 088-623-8866
E-MAIL: cosmos@t-palace.co.jpURL: <https://t-palace.co.jp/cosmos/>●本店 / 有限会社ビジネスホテル高松パレス 〒760-0022 香川県高松市西内町2-7
登録番号:T5470002005631

領収証

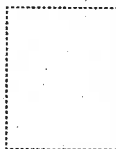
令和8年3月16日

古野 司 様

金額	¥	6	7	0	0	-
----	---	---	---	---	---	---

上記金額正に領収いたしました。(消費税込) 但 宿泊代として (1泊分)

税率 (10%)	税抜金額
	消費税額

¥6091-
¥6091-ビジネスホテル
コスモス徳島〒770-0936 徳島県徳島市中央通2-35-4
TEL: 088-622-2001
FAX: 088-623-8866
E-MAIL: cosmos@t-palace.co.jpURL: <https://t-palace.co.jp/cosmos/>●本店 / 有限会社ビジネスホテル高松パレス 〒760-0022 香川県高松市西内町2-7
登録番号:T5470002005631

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	11

① 年月日・時間	①令和8年2月5日(木)13時から ②令和8年2月5日(木)16時から、16時30分から ③令和8年2月6日(金)9時から						
② 場所	①道の駅くるくるなると ②、③徳島県議会議事堂3階会派控室						
③ 相手方	①日本電気(株)、(株)電脳交通ほか ②徳島県県土整備部建設管理課、徳島県県土整備部住宅課 ③徳島県企画総務部、徳島県公安委員会						
④ 参加者	古野 司						
⑤ 目的・内容	①徳島県自動運転タクシー実証運行出発式 ②執行部担当課から説明徴収						
⑥ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分							
⑦ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用記 録簿
	宿泊費	6,700	10/10	6,700	2/5 宿泊費（ビジネスホテルコスモス徳島）		
	合計	6,700		6,700			

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充当に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

領 収 証

令和8年2月5日

古野 司 様

金 額	¥ 6 7 0 0 -
-----	-------------

上記金額正に領収いたしました。（消費税込） 但 ご宿泊代として

税 率	税抜金額
(10%)	¥ 6 0 9 1 -
	消費税額
	¥ 6 0 9 -



ビジネスホテル
コスモス

URL : <https://t-palace.co.jp/cosmos/>



〒760-0936 徳島県徳島市中央通2-35-4

TEL : 088-622-2001

FAX : 088-623-8866

E-MAIL : cosmos@t-palace.co.jp

●本店／有限会社ビジネスホテル高松パレス 〒760-0022 香川県高松市西内町2-7
登録番号:T5470002005631

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	12

① 年月日・時間	令和8年3月26日～27日						
② 場所	十津川村役場(奈良県吉野郡十津川村大字小原225-1)						
③ 相手方	十津川村役場 建設課						
④ 参加者	古野 司						
⑤ 目的・内容	紀伊半島大水害からの復旧・復興と災害対応について						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	交通費	13,400	10/10	13,400	3/26 南海フェリー乗船代(往路)		
	交通費	350	10/10	350	3/26 高速道路利用料(和歌山→岩出根来)		
	宿泊費	15,200	10/10	15,200	3/26 宿泊費(湖泉閣吉乃屋)		
	交通費	2,310	10/10	2,310	3/27 高速道路利用料(南紀田辺→和歌山)		
	交通費	13,400	10/10	13,400	3/27 南海フェリー乗船代(復路)		
	交通費	—	10/10	—	ガソリン代(自宅→徳島港、和歌山港→奈良県十津川村→和歌山港、徳島港→自宅)		○
	合計	44,660		44,660			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

乗船券(控)兼領収書 No.700720

様 南海フェリー株式会社

徳島港⇒和歌山港

乗船日 2026年 03月 26日 03便

乗用車 普通車	大人	身障大人
車幅割増	小児	身障小児
種別	学割	
運賃	11,400	運賃 0
支払 現金 コード	燃油調整金	2,000
券面金額	0	合計金額 13,400
差引徴収額	0	領収金額 13,400
26.03.26 発行 05:12	徳島港	担当 80

乗船券(控)兼領収書 No.480570

様 南海フェリー株式会社

和歌山港⇒徳島港

乗船日 2026年 03月 27日 06便

乗用車 普通車	大人	身障大人
車幅割増	小児	身障小児
種別	学割	
運賃	11,400	運賃 0
支払 現金 コード	燃油調整金	2,000
券面金額	0	合計金額 13,400
差引徴収額	0	領収金額 13,400
26.03.27 発行 13:13	和歌山港	担当 61

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 岩出根来本線

お問い合わせは、西日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用にならないお客さまは
06-6876-9031 (通話料有料)

26年 3月26日 8時24分

車種 普通

通行料金 ¥350-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

-入口料金所- (和歌山)

上之郷料金所は3月24日、阪南・海南東
料金所は3月25日からETC専用料金所

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

登録番号: T3120001112341

取扱番号203-02060814-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 和歌山

お問い合わせは、西日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用にならないお客さまは
06-6876-9031 (通話料有料)

26年 3月27日 12時34分

車種 普通

通行料金 ¥2,310-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

-入口料金所- (南紀田辺本線)

上之郷料金所は3月24日、阪南・海南東
料金所は3月25日からETC専用料金所

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

登録番号: T3120001112341

取扱番号202-01401059-00

領 収 証

No.

古野 司 様

昭和 48 年 3 月 27 日

★ 7,152.00 -

但 一 月 朝 食 代 (税 込)

上 記 正 に 領 収 い た し ま し た

内 訳

税 抜 金 額

消 費 税 額 等 (%)

〒637-1554

奈良県香取郡十津川村平谷432

株式会社 湖泉閣吉乃屋

活動報告書兼領収書等添付票

費目	交通費（ガソリン代）
整理番号	2

項目	月分	充当額
調査研究日	3月分	3,998

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 自動車使用記録簿が提出されている	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1 1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けて

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	3,998 円
-----------	---------

自動車使用記録簿（令和 8 年 3 月分）

使用日	政務活動先	政務活動目的	政務活動に要した 走行距離 (km)	摘 要
3月27日	十津川村役場	紀伊半島大水害からの復旧・復興 と災害対応について調査	436	調査研究費12
政務活動に要した走行距離数の合計			436 km	

(注) 当該政務活動に該当する項目を摘要欄に記載すること。また、他の経費支出に伴って、「活動報告書兼領収書等添付票」を作成した場合は、併せて当該整理番号も記載すること。

計算式：走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/ℓ) × 購入単価 (円) = 充当額 (円)

燃費18.1 km/ℓ購入単価166 円

項目(調査研究費12)

走行距離436 km ÷ 燃費18.1 km/ℓ × 購入単価166 円 = 充当額3,998 円

項目()

走行距離 km ÷ 燃費 km/ℓ × 購入単価 円 = 充当額 円

項目()

走行距離 km ÷ 燃費 km/ℓ × 購入単価 円 = 充当額 円

ENEOS

領収書

福永石油
相生給油所
那賀郡那賀町朴野字大下43-1
TEL:0884-62-0282
登録番号:T2810332778013
2026/03/27(金)18:40

現金 様
4-739290-90081 543843 0001
売上 現金 手
レギュラー
020000 ¥4094
24.66L @166.0 L-3 N-3

小計 ¥4,094
(10%対象 ¥4,094
内消費税 ¥372)
合 計 ¥4,094

上記にて領収書とさせていただきます

No.9015 担当:0001

POS番号01

2026/03/27

活動報告書兼領収書等添付票

項目	研修費
整理番号	1

①	年月日・時間	①令和8年1月19日(月) ②令和8年1月24日(土)						
②	場所	①JRホテルクレメント徳島 ②あわぎんホール						
③	相手方	①内閣官房国土強靱化推進室 ②政府拉致問題対策本部等						
④	参加者	古野 司						
⑤	目的・内容	①国土強靱化シンポジウムin徳島 ②拉致問題を考える国民の集いin徳島						
政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠								
⑦	経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
		駐車場代	1,120	10/10	1,120	1/19 駐車場代(JR四国ステーション開発(株))		
		駐車場代	750	10/10	750	1/24 駐車場代((株)ティビィケイ)		
	合計	1,870		1,870				

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄 経理責任者審査 
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 議員が主催する研修の場合、参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食(公職選挙法の制限を超える飲食)の提供はない	
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1 1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

徳島駅クレメント駐車場
24時間営業 TEL:088-623-8640
JR四国ステーション開発株式会社
登録番号:T5470001002241
全て消費税10%適用対象

領 収 証

入庫日時 2026年01月19日 13時05分
精算日時 2026年01月19日 16時40分
No.07-000032 券No.01-604492

駐車料金 (一般車)	1120円
料金計	1,120円
投入現金	1,150円
釣銭額	30円

徳島県藍場町地下駐車場
〒760-0001 徳島市藍場町1-1-1
TEL 088-622-4472

領 収 証

精算機 #02 A 精算No.000046
4491
車番データID 26012413491949
入庫時刻 2026年 1月24日(土) 13:49
精算時刻 2026年 1月24日(土) 16:09
駐車料金 A料金 750円
=====
合計 750円
現金領収金額 750円
現金入金額 1,000円
釣銭 250円

合計は消費税率10%対象です。

株式会社ティビィケイ
登録番号 T1480001001329

またのご利用をお待ちしております。

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	1

① 年月日	令和8年2月19日						
② 内容	発行部数 3,300通 配布方法 郵送 県政報告書を発行し、県内において上記の配布方法により地域住民に配布し広聴広報活動を行う。						
③ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果 物	発送 物写 し
	制作費	657,855	10/10	248,655	県政報告書の印刷代・データ作成一式: 3,300部×単価75.35円(税込)=248,655円		
	郵送費			409,200	(タウンプラス) 発送前作業費:3,300部×単価88円(税込)=290,400円 郵送料:3,300部×36円(税込)=118,800円		
	合計	657,855		657,855			

(注) 専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。
(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。
(注) 郵送料を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☒ 後援会主催の報告会等ではない	
☒ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
☒ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
☒ 郵送料を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

古野 司 様

No.

令和8年 3月 16日

金 額

¥ 6 5 7 8 5 5

但し県政報告Vol.3 印刷代・タウンプラス代として
上記の金額正に領収致しました



◆内 訳

税 抜 金 額 ¥598,050-

消費税額等 (10 %) ¥59,805-



山文堂印刷

〒771-5208

徳島県那賀郡那賀町仁字字王子前 175-1

TEL 0884-62-1502 / FAX 0884-62-2859

E-mail: sanbundou@mb.pikara.ne.jp

登録番号: T681094562017

料金後納郵便

タウンプラス



古野

司

徳島県議会議員

那賀町の皆様へ

新時代へ!!
古野 司

■ 県政報告 vol.3
令和8年2月
TSUKASA FURUNO

■プロフィール

徳島県議会自由民主党所属
総務常任委員会委員長
防災・環境対策特別委員会委員
政策条例検討会議委員
普通会計決算認定特別委員会委員

■発行

徳島県議会議員 古野 司
〒771-5513
徳島県那賀郡那賀町古屋字野々尻 63
Mobile : 090-1574-1370

■ご挨拶

昨年は全国各地で大規模な林野火災、住宅火災が多発しました。

また、12月8日の青森県八戸市での最大震度6強の地震を受け、初の「後発地震注意情報」が発表され緊張感が高まりました。

徳島県そして那賀町では大規模な災害の発生はありませんでしたが、あまたの災害から命を守るためにはより一層の災害対応力の強化が重要になります。

その一環として、昨年6月定例会において全議員の御賛同を頂いて「災害時の確実な情報伝達体制の強化を求める意見書」を全会一致で可決頂き国に提出いたしました。

現在、那賀町ではNHK第1徳島（AM放送）は相生日野谷以西が難聴の状態です。

そして全国では2028年秋までにラジオのAM放送を終了しFM放送に転換する動きが進んでいます。しかし、徳島県内の中山間地域ではFMラジオ不感地域が多数あります。那賀町内にはFM放送局は驚敷（82.0MHz）と上那賀（83.0MHz）のみでそれ以外の地域は将来AM放送が終了することになればインターネットがスマホでラジオの代用をする以外はラジオ放送が聴けない可能性があります。平時はそれでも問題はないかもしれませんが、大規模な災害時にインターネットやスマホが機能する可能性は低く情報伝達の多様性からもラジオ放送局の必要性は高いものと考えます。今後は町当局にも連携を頂いて善処出来ればと思います。

さて、今年度は総務常任委員会に在籍し総務委員長として公安委員会、生活環境部、労働委員会、企画総務部、知事戦略局の調査、議案審査を行なっています。

また、12月4日（11月定例会）に任期三度目の一般質問の機会を頂きました。今回の質問においても前回同様、地元の課題また中山間地域、過疎地の課題を中心に行いました。多くの課題は一朝一夕に解決することはありませんが、常に問題提起をすることにより少しずつ進んでいくものと考え、これからも地道に問い続けたいと思います。

今後とも、皆様のご指導のほどよろしくお願い致します。

■災害時の確実な情報伝達体制の強化を求める意見書■

切迫する南海トラフ巨大地震や激甚化・頻発化する豪雨災害を迎え撃ち、住民の生命・財産を守るためには、より一層の災害対応力の強化が重要である。

とりわけ、的確な避難行動に繋がる防災・気象情報の確実な伝達が不可欠であり、全ての地域における情報源の確保や、デジタル機器の使用に不慣れな高齢者をはじめ、要配慮者にも伝わる多層的な情報伝達手段の整備が求められている。

特にラジオは、停電や通信障害が発生した場合であっても有効な情報源であるが、県内には未だラジオの難聴地域が存在している。国においては、事業者を対象としたラジオ中継局の整備に対する補助制度を設けているが、負担が大きい等の理由から進んでいないのが現状である。

また、令和6年能登半島地震では、誤った情報や不確かな情報が流布され、迅速な救命・救助活動や円滑な復旧・復興に支障をきたしたところである。

よって、国においては、災害時に迅速かつ正確な情報を全ての住民に届けられるよう、次の事項の実現を強く要請する。

- 1 災害発生時の有効な情報源となるラジオの難聴地域を解消すること。
- 2 真偽不確かな情報の拡散防止に向けた対策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

■質疑と答弁の要約■

①将来を見据えた消防広域化の推進について

問) 消防広域化について、現在の進捗状況と、今後どのように取り組んでいくのか、所見を伺いたい。

答) 持続可能な消防体制のため、「県内一消防本部」をあるべき姿として消防広域化を推進しているところ。協議会による議論やアンケートを踏まえ、今年度中に基本構想を策定し、詳細なシミュレーションを実施するなど、早期実現を目指す。

②林業の課題解決に向けた民間事業者との連携強化について

問) 本県林業が直面する課題解決に向け、民間事業者との連携を一層強化すべきと考えるが、所見を伺いたい。

答) 地域課題解決のためソフトバンク(株)と連携協定を結び、スターリンクの実証実験で林業現場の通信環境の改善を確認したところ。今後も外国人材の受け入れやデジタル技術活用等に取り組み、持続可能な林業の実現を目指す。

③ゆず産地の振興について

問) 那賀地域における「ゆず増産」に向け、今後、どのように取り組むのか、所見を伺いたい。

答) ゆずの生産性向上と担い手確保が喫緊の課題と認識しており、機械化に適した水田などでの新たな果樹園造成を推進していく。また、若手生産者グループ「チーム木頭ゆず」と連携し、DX マニュアル作成や複合経営モデル策定で担い手確保を支援し、持続的な生産体制構築に取り組む。

④持続可能な建設産業の構築について

問) 国土強靱化を加速していくため、持続可能な建設産業の構築に向けて、どのように取り組んでいくのか。

答) 建設産業の就業者減少や事業承継未定といった課題に対し、向こう10年間で正念場と認識している。ICT施工の普及、事業承継セミナーの開催などを推進し、持続可能な産業構築のため、今年度中に「徳島県建設産業ビジョン」を策定する。

⑤「国道195号の改築工事」及び「那賀川の治水安全度の向上」について

問) 「国道195号の改築工事」及び「那賀川の治水安全度の向上」について、さらに進めるべきと考えるが、所見を伺いたい。

答) 国道195号のバイパス整備について、白瀬トンネル(仮称)

に係る用地取得に尽力する。また、長安地区では国と共同で道路トンネルを検討しているところ。さらに、那賀川の治水安全度向上のため、小見野々ダム再生計画を河川整備計画原案に盛り込み、早期提示を目指す。

⑥川口ダム周辺地域の活性化について

問) 川口ダム周辺地域の活性化に向け、川口ダム自然エネルギーミュージアムのリニューアルにどのように取り組むのか、所見を伺いたい。

答) 来年度、開館10周年を迎えることから、リニューアルを進めているところ。映像アトラクションや体験学習ツールで魅力ある空間を創出する。また、新マスコットを活用したコラボイベントや体験型バスツアーなど、周辺地域の活性化にも貢献していく。

⑦高齢者の孤独・孤立対策について

問) 中山間地域において、必要な介護サービスを利用しながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、どのように取り組んでいくのか。

答) 中山間地域の介護事業者は、物価高や人材不足に加え需要減で経営環境が厳しさを増している。県は賃上げや外国人材受入、9月補正予算による緊急的支援などを実施している。国の動向を注視し、必要な介護サービスの確保に取り組む。

⑧高齢者の孤独・孤立対策について

問) 今後の少子高齢化、人口減少社会においてICTを活用した見守りが大変重要であると考えているが、所見を伺いたい。

答) 県は新聞販売店や電気・ガス事業者との協定、老人クラブによる訪問などで官民一体の見守り体制を構築している。市町村が進めるICTを活用した見守りの優良事例や財源情報を集約し、情報提供を通じて取り組みを後押ししていく。

⑨へき地の医療提供体制の維持について

問) 上那賀病院をはじめ、へき地の医療提供体制の維持に向けて、県は看護師の確保対策にどのように取り組んでいくのか伺いたい。

答) 上那賀病院の救急受入停止を踏まえ、看護職員の確保へ注力している。ナースセンターでの就業支援・復職研修や修学資金の増額に加え、看護の魅力発見ツアー等を実施している。また、看護職員働き方改革支援事業も創設しており、関係機関と連携し人材確保に取り組む。

■①将来を見据えた消防広域化の推進について■

■古野

さきの6月議会において、我が会派の元木議員の質問に対し、後藤田知事から、あらゆる可能性を探り、持続可能な消防体制の実現に全力で取り組むとの前向きな御答弁がございました。

私も、急速に人口減少が進む本県において、消防広域化は喫緊の課題であると認識いたしております。と申しますのも、県内消防の現状は今まさにぎりぎりの状態にあるからです。

とりわけ、私の地元である那賀町においては、かつては、旧の上那賀町、木沢村、木頭村の地域は消防非常備という状況でありました。地元の強い要望もあり、非常備の解消に取り組んだ結果、平成26年度に海部消防組合から独立する形で那賀町消防本部を設置するに至りました。しかしながら、その体制は、県内最少の35名という人員体制であり、消防業務を何とか維持しているのが実情でございます。

また、県内を見渡せば、那賀町に限らず多くの消防本部が同様の課題に直面しており、県人口が70万人を切った現状において、課題解決に向けては、消防広域化のスケールメリットを生かした

県内一消防本部を目指すことが最善の道であると思っております。

なお、全国の自治体も同じ課題を抱えておりますが、消防広域化が実現している例は決して多くはありません。

こうした中、消防広域化を熱心に進めているお隣の高知県でも、先日、また昨日も、広域化に向けた計画策定を一年先送りするとの報道がございました。これは消防広域化の道のりが決して平坦ではないあかしであり、市町村や消防本部間の調整が難しいことは重々承知いたしております。

しかしながら、本県の人口減少は避け難く、一方で、高齢化による救急需要は増加し続けております。現場は待ったなしの状況であります。将来を見据え、広域行政である県がリーダーシップを発揮し、単なる調整役にとどまらず、市町村や消防本部をしっかりとは後押しし、消防広域化を進めていくべきと考えます。

そこで、お伺いいたします。本県における消防広域化について、現在の進捗状況と、今後どのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いいたします。

■知事

2050年には本県人口の約3割減が予想される中、消防広域化による持続可能な消防体制を実現するため、県では本年8月、県内全ての市町村及び消防本部で構成する徳島県消防広域化推進協議会を立ち上げ、具体的な議論を開始いたしました。

協議会では、市町村や消防本部を対象にアンケート調査を実施するとともに、37市町村の消防を一つに統合した奈良県広域消防組合、通信指令センターを全県で一元化し共同運用する大分県など、全国のベストプラクティスを参考に、広域化に向けた効果や課題について様々な角度から検討を進めているところであります。

意見交換やアンケートの中で、大半の皆様から、将来を見据えると消防広域化は必要、広域化は県内一消防本部でなければメリットが少ないとの声をいただいておりますが、一方で、住民サービスが低下する懸念があるため現時点では広域化は必要ない、県が主体となりたたき台を示した上で議論を進めてほしいなどの意見も多く挙げられたところであります。

このため、議員御指摘のとおり、現状維持では何も変わらないとの思いで、県がリーダーシップを発揮し、先進事例の調査分析と実効性の検証も踏まえ、まずは今年度、徳島県消防広域化基本構想として、今後の市町村や消防本部における具体的な検討の土台となる基本的な考え方、新たな組織の方向性、広域化のスケジュール等をお示しし、さらなる議論を喚起してまいります。

さらに、来年度以降、県において、基本構想を基に、各市町村の費用負担、消防署や人員の配置、通信指令センターの一本化などについて、広域化の実現に向けた詳細なシミュレーションを実施いたします。

県としましては、議員御指摘のとおり、消防広域化の効果を最大限生かすことができる県内一消防本部をあるべき姿とし、シミュレーションの結果を踏まえ、市町村や消防本部における課題をできるところから速やかに解消していくことにより、一日も早い広域化を目指してまいります。

今後とも、消防広域化はほかでもない地域に暮らす住民のため、そしてもはやこれまでどおりのやり方では通用しないという強い思いの下、県と市町村、消防本部が一体となって全力で取り組んでまいります。

■②林業の課題解決に向けた民間事業者との連携強化について■

■古野

これまで本県においては、県土の4分の3を森林が占めるという特色を最大限に生かし、地球規模の課題である脱炭素社会の構築に向け、植樹や間伐による森林吸収源対策を官民一体となって進めていただいております。特に、平成21年から始まった、民間事業者と県、徳島森林づくり機構が協働し森林整備を進めるとくしま協働の森づくり事業は、事業創設以来、参画事業者数が年々増加し、現在は全国第1位の173社に達しています。

こうした多くの民間事業者の御協力により、本県では民有林の森林整備が着実に進んでおり、まさに知事が提唱されている渦潮戦略の先駆的事例と呼べるのではないのでしょうか。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、二酸化炭素排出量の削減に向けた具体的な行動や環境分野における社会的責任を果たすことが企業に強く求められる中、公的機関である県が二酸化炭素吸収量の証明書を発行する森づくり事業の取組は、本県と参加企業とのウィン・ウィンの関係を構築しているのではないのでしょうか。

本県では、人工林の7割が樹齢50年を超え、本格的な利用期を迎える中、森林整備の担い手不足など様々な課題に直面しており、その解決に向けてもこの森づくり事業のスキームを生かすべきであり、企業や団体など多様な主体による参画が非常に有効であろうと考える次第です。共に課題解決に取り組む企業サイドの協力の在り方は、資金や労働力のみならず、独自の技術やノウハウなどの提供も考えられ、本県林業のさらなる発展が期待できると思います。

そこでお伺いいたします。本県林業が直面する課題解決に向け、民間事業者との連携を一層強化すべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

■知事

地球温暖化や人口減少、デジタル化の進展など、社会が高度化、複雑化する中、豊富なノウハウや専門的な技術などを有する民間事業者との連携協働は地域課題解決の近道であり、県では様々な企業や団体との包括連携協定の締結を推進しております。

林業分野では、需要が低調な大径材の利用促進を図るため、昨年5月、香川県や両県の木材加工会社との四者で協定を締結し、徳島すぎとかがほノキによるハイブリッド集成材の製造普及を進めております。

また、本年三月には、通信業界大手のソフトバンク株式会社から企業版ふるさと納税として8千万円の御寄附をいただき、これを契機に、5月には、同社と植樹や間伐による森林整備などに協働で取り組む連携協定を締結いたしました。

当社との協働の第一弾として、電波がほとんど届かない林業現場の環境を両者が連携し改善すべく、去る10月24日、那賀町の通信エリア外の森林において、当社の強みを生かしたスターリンクを用いた実証試験を実施し、通信環境の大幅な改善を確認したところであります。

この成果は、全国の林業現場における労働環境の改善や生産性向上につながる、まさに徳島発の処方箋であり、同社からは本県の前向きな姿勢を高く評価いただき、重ねてふるさと納税の申出をいただくなど、改めて連携の意義を認識したところであり、今後とも民間事業者との連携を一層強化してまいります。

また、昨日、岡本議員への御答弁でもお答えいただきましたが、去る12月1日に徳島県治山林道協会の皆様から御要望いただいた、路網整備を担う建設業の労働力不足など中山間地域の課題解決に向けては、現場の切なる声にお応えすべく、従来になかった新たな視点で、外国人材の受入れやデジタル技術の現場実装などに積極的に取り組んでまいります。

今後とも、現場目線、未来志向で、持続可能な林業の実現に向け、新次元で全力を傾注してまいります。

■③ゆず産地の振興について■

■古野

私の地元である那賀町は、標高1000メートル以上の山々に囲まれ、冷涼で、昼夜の寒暖差を生かしたゆずの生産が盛んであり、地域で生産されるゆずは、鮮やかな色合いや豊かな香り、そして厚い果皮とたっぷりの果肉、果汁が特徴で、旧海部郡木頭各村の名を冠し、木頭ゆずとして高く評価されております。

そもそも、木頭ゆずの生産は昭和30年代後半から本格的に始まり、林業中心であった山間部においてゆずの産地化に成功したことが評価され、昭和52年、木頭村果樹研究会が、かんきつ類としては初めて、全国表彰である朝日農業賞を受賞いたしました。また、昭和63年に私も生産者の一人として参加いたしました旧木頭村で開催された全国ゆずサミット会議では、全国各地からの参加者に生産技術を惜しみなく伝え、ゆずの全国的な生産振興に大きく貢献いたしました。

こうした歴史を踏まえ、平成29年度には、風土や伝統が育んだ特色ある地域産品を保護する地域ブランドのあかしとして、徳島県で初の地理的表示保護制度GIの認証を受けております。

しかし、県内一の生産量を誇る那賀町においても、生産者の高齢化の進行に伴い生産量が減少しており、徳島県全体の生産量も今は全国3位に後退するなど、ゆず生産の衰退に強い危機感を持っております。今後、ゆずの生産量を確保し、産地の活力を維持していくためには、早急に対策を講じる必要があると考えます。

そこで、お伺いいたします。那賀地域におけるゆずの増産に向け、今後どのように取り組むのか、御所見をお伺いいたします。

■副知事

那賀地域におけるユズ増産についての御質問でございますが、近年、ユズは、国内需要に加え、独特で豊かな香りが欧米やアジア圏を中心に評価され、特に料理やフレグランスなどの材料として注目度が増しており、需要が逼迫している状況にあることから、産地においてはさらなる生産力の強化が急務であると認識しております。

これまで県では、新たな苗木を定植し園地の若返りを図る改植の推進、薬剤散布を省力化するドローン防除の実証、地域商社と連携した国内外でのプロモーションなど、生産性向上と販売力強化の両輪で生産現場を支援してまいりました。

一方、ユズ産地は、栽培管理の作業効率が低い傾斜畑や小規模な園地が多い上、生産者の高齢化が進行し、増産に向けてはさらなる生産性の向上と担い手の確保が喫緊の課題であります。

そこで、地域で農村保全を担う協議会や増産意欲の高い農業法人と連携し、ユズ栽培における除草や収穫作業の大幅な省力化を実現するため、機械化に適した平たんで作業性の高い水田などに

新たに果樹園を造成する新次元の取組を進め、ユズ産地の未来の可能性を切り開いてまいります。

具体的には、現在、遊休農地などの所有者を対象に、今後の農地利用の意向を確認する調査を実施しており、この結果を踏まえ年内にも、生産拡大を希望する経営体とのマッチングを成立させるべく、農地の仲介役である農地中間管理機構と共に地元調整を進めてまいります。

また、産地を守り引き継ぐ次代の担い手確保に向けては、若手生産者グループであるチーム木頭ゆずと連携し、剪定など技術を要する作業を分かりやすく伝える DX マニュアルの作成、所得向上を目指す木頭ゆずプラスアルファの複合経営モデルの策定など、経営開始を後押しする支援を強力に推進してまいります。

今後とも、農業支援センターによる強力な伴走支援の下、関係機関が一丸となって、旺盛な需要に対応する生産量の確保に向け、ユズの持続的な生産体制の構築にしっかりと取り組んでまいります。

■④持続可能な建設産業の構築について■

■古野

本年 6 月、国において第一次国土強靱化実施中期計画が策定され、法律に基づき、中長期的な国土強靱化の推進が図られることとなりました。先月には、その初年度予算を含む国の補正予算が閣議決定され、国会審議が進められようとしているところであります。

一方、道路啓開や日々の維持管理に重要な役割を果たす建設業界の状況を考えると、那賀町などの中山間地域では特に従業員などの高齢化が進み、担い手不足や後継者不在の声も聞こえてきております。このままでは、国土強靱化はおろか、地域の維持そのものが危うくなることを危惧しており、建設産業が持続的、安定的に企業経営を行っていくことが不可欠だと考えます。

そこで、お伺いいたします。国土強靱化を加速していくため、持続可能な建設産業の構築に向け、どのように取り組んでいかれるのか、御所見をお伺いいたします。

■政策監

建設産業は、インフラの整備やメンテナンスを通して県民生活や地域経済・雇用を支える基幹産業であり、発災直後から最前線で応急復旧活動を行っていただく地域の守り手として、なくてはならない存在であります。

しかしながら、本県の建設産業は、平成 7 年のピーク時から現在までの間にその就業者数が約五割減少し、さらに将来の 2050 年には本県の人口が 48 万人まで落ち込むと推計される厳しい状況下で、熟練の技術者や技能労働者が大量離職期を迎え、労働力の急速な低下が見込まれるまさに向こう 10 年間で正念場であり、より一層の安定的、継続的な人材確保と担い手不足を補う生産性向上が求められております。

このため、本年 5 月 21 日の建設業協会青年部の皆様との意見交換を皮切りに、官民の若手技術者を交え、建設産業の未来を展望するとともに、7 月から 8 月にかけて、300 社を超える県内企業に御協力をいただき、現状を的確に把握するための実態調査を実施いたしました。

その結果、働き方、処遇面において、週休二日制や賃金上げが浸透してきた一方、6 割以上の企業は担い手不足に加え事業継続未定と回答するなど、将来の人材確保に対する深刻さが明らかになったところであります。

これらを踏まえ、働き方、処遇面については、業界全体の働き

方改革と生産性向上のレベルアップを目指し、就労環境改善に取り組む企業への入札時におけるインセンティブを導入するほか、デジタル技術の活用により飛躍的な少人化を図る ICT 施工の普及拡大を加速してまいります。

また、より課題が浮き彫りとなった担い手確保育成については、建設業未経験者や外国人も含めた多様な人材確保を進めるとともに、その先を見据えた企業の維持存続のため、建設業に特化した事業承継セミナーの開催、企業数が減少する中山間地域において安定したインフラの維持管理と企業経営につながる契約方式の導入など、先進事例を参考に、本県の現状に即した新たな仕組みづくりにチャレンジしてまいります。

さきに述べたような建設業を取り巻く厳しい状況乗り越えていくためには、この重大な転換期において、見通しを持ち、力強く着実に歩むための具体策を、建設産業の皆様はもとより県民の方々とも共有することが必要と考えております。

そこで、2050 年に人口三割減という予測も念頭に置きつつ、これからの 10 年後を見据えた方向性と今後 5 年間の具体的な施策を見える化した徳島県建設産業ビジョンを今年度中に策定してまいります。

引き続き、関係団体の皆様と共に英知を結集し、持続可能な建設産業の構築に向け全力で取り組んでまいります。

■⑤「国道 195 号の改築工事」及び「那賀川の治水安全度の向上」について■

■古野

私の地元那賀町は、皆様御存じのとおり、町の面積の 95 パーセントが森林という非常に山深い地域であります。最近、熊も出てきております。

急峻なその山を削り取って流れるのが那賀川や坂州木頭川などであり、こうした川に沿って、合併前の鷺敷町、相生町、上那賀町、木沢村、木頭村ごとに町や集落が形成され、町民は川と隣り合わせながら日々生活を送っております。そして、これら集落などをつなぐのが、幅員が狭く曲がりくねった国道 195 号などであり

ます。また、こうした山深い自然環境の中で、全国的にも評価の高い杉や、香り豊かで高品質なユズといった、地域を代表する産業が育まれてきました。

このように、那賀町において、国道と那賀川は、町民の日常生活はもちろんのこと、これら特産品を町外へ輸送するための産業の大動脈としても、暮らしていく上で切り離せられない重要なインフラでございます。

しかしながら、大雨が降れば、国道 195 号は斜面が崩れ、通行止めとなります。昨年 9 月に発生しました那賀町朴野の山腹崩壊では、約六か月間にわたり全面通行止めを強いられました。現在も復旧工事中であり、このほか、町内では 3 か所もの災害復

旧工事が進められている現状であります。

こうした通行止めを事前に防止する対策の一つが、現在、旧木頭村の国道 195 号石畳棚谷工区で進められている白瀬トンネル及びその関連工事であります。

この現道は、地域の幹線道路であるにもかかわらず、幅員は狭いところでは 3 メートルしかありません。長安口ダム横にも、1 日当たり交通量が約 2600 台にも及ぶ幅員 5 メートルの狭小区間が残されております。いずれも緊急輸送道路であって、降雨が激しくなれば通行を規制する事前通行規制区間にも該当しております。

こうした区間の早期整備を求める地元の声がたくさん寄せられております。また、那賀川の治水安全度についても心配する声をいただいております。

現在調査が進んでいる小見野々ダム再生事業については、去る 11 月 5 日に調査に関する情報提供がありましたが、具体的なダム再生工法の説明は行われておらず、国による早期事業化が待たれる限りであります。

そこで、お伺いいたします。国道 195 号の改築及び那賀川の治水安全度の向上について、さらに進めるべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

■県土整備部長

国道 195 号と那賀川の整備についての御質問でございます。順次お答えさせていただきます。

まず、国道改築工事についての御質問でございますが、国道 195 号は、地域の暮らしはもとより、那賀町が誇る木頭ゆず、高の瀬峡などによる産業活動を後押しする社会インフラとして、また緊急輸送道路として、平時、緊急時ともに欠かせない重要な路線でございます。

那賀町内では、阿南市境から高知県境の四ツ足峠トンネルまで、主要な集落をつなぐ東西方向の幹線道路であるものの、一部区間では幅員狭小で見通しが悪く、大型車両との対面通行に支障を来す箇所が残されるとともに、落石が繰り返される危険箇所も数多く存在していることから、こうした区間ではバイパス整備やのり面对策などに取り組んでおります。

特に、議員お話しの方で危険な区間である旧木頭村棚谷口地区から平野地区においては、過去に大規模な山腹崩壊が発生し、住民が 17 日間孤立したというつらい経験を踏まえ、白瀬トンネル（仮称）を含む延長 900 メートルのバイパス整備を進めております。現在、トンネル起点側での山切り工事が本格化しており、これに続き、新設する橋梁二橋の事前準備を進めております。

さらに、トンネル本体工事につきましても、入り口付近での用地取得はおおむね完了しているものの、一部の取得が難航しているため、引き続き粘り強い交渉を重ねるとともに、あらゆる手法を視野に入れながら、一日も早い着工に向け、全力で取り組んでまいります。

また、長安地区では、長安口ダム堤体と急峻な岩山に挟まれる厳しい地形ゆえに一車線区間が連続し、現状において、観光バスや杉、ユズなどの運搬車両と譲り合いながら擦れ違うなど、交通の隘路となっております。

こうした中、昨年、国から、長安口ダムの堆砂対策として、専用トンネルを用いたベルトコンベヤーによる土砂搬出計画が示され、今まさに議論を進めている那賀川水系河川整備計画の見直しプロセスにおいて、国によるベルトコンベヤーと一体に進める道路トンネルの共同事業を検討しているところであります。

現在、国と共に進めている河川整備計画原案は、取りまとめが佳境を迎えております。引き続き、この中で、事業計画や役割分担などについての協議を進めてまいります。

次に、那賀川の治水安全度についての御質問でございますが、那賀川では、吉野川の早明浦ダムと比較して約六分の一の洪水調節容量しかない長安口ダムのみが洪水カットの役割を担っております。

現在、国において、高まる水害リスクに備えるべく、流域全体の治水安全度向上に向け、発電専用の小見野々ダムに新たな洪水調節容量を確保するための工法検討や地質調査などが進められております。現地では、現ダム下流を中心に岩盤の状況や強度を把握するための 103 本のボーリング調査を終え、那賀町白石地区では、より具体的に地質を目視で確認するための、縦横それぞれ 2 メートル、長さ 55 メートルの調査用トンネルの掘削が進められております。

こうしたこれまでの調査を基礎資料とし、先ほど申し上げた河川整備計画原案に具体的な小見野々ダム再生計画を盛り込み、30 年先までの治水対策案をお示しする新たな整備計画の早期提示に取り組んでまいります。

今後とも、那賀町の持続的な発展に欠かせない国道 195 号の整備及び那賀川の治水対策を着実に進めてまいります。

■①②③④⑤総括■

■古野

消防広域化の推進については、小規模な体制での消防業務にあつては、非番時であっても予期せぬ緊急出動が発生する場合もありますし、また少人数という固定化された人間関係の功罪も多様でございます。

どうぞ広域化の課題に真つぐと向き合ってください、その難しい課題を乗り越える努力を強く期待を申し上げます。

林業の課題解決に向けた方策については、とくしま協働の森づくり事業は、本県と参加企業の関係を深めることはもちろん、その活動は、一般の方々にも山の現場の活動に参加していただき、自然涵養や木育への理解を深めるとともに、各地域と関係人口増にも寄与する非常に意義深い事業であります。

今後もさらに連携を一層強化していただくと、さらをお願いを申し上げます。

ユズの増産については、今までユズの産地において十分できていなかった果樹のスマート農業化、省略化が鍵になると考えます。区画の大きな圃場で機械化を進めていく必要もでございます。

ユズの主産地の木頭ゆずの振興を図ることは、ひいては徳島県全体のユズ振興にも大きく貢献すると考えます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

持続可能な建設産業について、御答弁をいただいた縷々の方策は大事なことでございますが、まずは切れ間なく工事を発注すること、そのことによって建設業の維持存続を図ることがまず第一歩でございます。その基本をしっかりとしていただくと進めていただくよう、強くお願いを申し上げます。

国道 195 号、那賀川については、未改良区間の改良及び事前通行規制区間の解消は地域住民の悲願であります。

国道 195 号改築工事及び小見野々ダム再生事業とともに、地域の方々に進捗状況などのさらなる情報提供を十分に実施していただくようお願いを申し上げます。そのことが事業促進につながっていくものと考えます。よろしくお願い申し上げます。



北海道夕張市財政再建視察



旭川市動物愛護センター視察

■⑥川口ダム周辺地域の活性化について■

■古野

那賀町のシンボルである那賀川の中流に、企業局が運営する川口ダム、川口発電所がありますが、この辺りは、ダム湖でできた湖、通称あじさい湖を雄大な自然が囲み、四季折々の美しい景観を楽しむことができます。さらに、湖畔には、もみじ川温泉や、町立の山のおもちゃ美術館、相生森林美術館、またキャンプ場や、カヌー、SUPの体験施設、企業局の川口ダム自然エネルギーミュージアムなどがあり、大変魅力的な地域となっております。

他の地域と同様に人口減少と高齢化の問題に直面している那賀町において、この川口ダム周辺一帯は、交流人口の拡大に向けたキラコンコンテンツとなり得る高いポテンシャルを持った地域でないかと考えているところでございます。

こうした中、企業局では今年度、川口ダム自然エネルギーミュージアムの改修に着手したと伺いました。このミュージアムは、自然エネルギーを学べる場として、那賀町をはじめ県内のお子さん

たちや家族連れの方々に人気の施設でありますので、改修に当たっては、ぜひ県内はもとより県外からも多くの人に来ていただけるような、より魅力的な施設としていただくようお願いしたいと思っております。

また、地域の活性化に向けては、いかに都市部からたくさんの方々に継続して足を運んでいただくかが重要であり、そのためには、それぞれがばらばらに取組を行うのではなく、各施設が手を取り合って、他にはないメリットや魅力を生み出し、打ち出していく必要があるのではないかと考えており、企業局においても那賀町や周辺施設との連携を今まで以上に深め、取組を進めていきたいと思っております。

そこで、伺いたいします。川口ダム周辺地域の活性化に向け、川口ダム自然エネルギーミュージアムのリニューアルにどのように取り組むのか、御所見をお伺いいたします。

■企業局長

この川口ダム自然エネルギーミュージアムは、CO₂排出量の削減にもつながります自然エネルギーの大切さを学ぶとともに、企業局が運営しておりますダムや発電所の仕組みに間近に触れ、体感できる科学館として、平成28年に開館しているところでございます。

小規模な施設ではございますが、これまでに、小学校の社会見学や観光に訪れた家族連れの方々など、県内外から述べ11万人を超える多くの皆様に御来館いただくなど、那賀川流域の人気スポットとして定着してきたと実感しているところでございます。

こうした中、来年度、開館10周年を迎えることから、展示内容を見直し、さらなる集客力のアップを図るため、現在、施設のリニューアルを進めているところでございます。

今回のリニューアルでは、子供たちの科学への探究心を育むミュージアムの構築をコンセプトといたしまして、来年度秋のオープンを目指し、メインターゲットとなります小学生をはじめ地元の皆様の御意見はもとより、他県の先進施設から専門的なアドバイスもいただきながら、ダム放流の膨大な水と轟音が迫ってくるような映像アトラクションや、ゲームを楽しみながら様々な自然エネルギーの特徴を学べる体験学習ツールなど、高い学習効果と高揚感が得られるコンテンツを展開し、何度でも来たいと思っていいただける魅力ある空間を創出したいと考えているところでございます。

さらに、議員お話しの中川口ダム周辺地域の活性化に向けた周辺施設との連携につきましては、企業局としても、地域貢献に取り組む上でその必要性を強く感じているところであり、リニューアルの効果を地域にも波及できるよう、取組をさらに充実させてまいります。

具体的には、ミュージアム開館を契機に那賀町さらには地元の企業、商工会、観光協会等と共に立ち上げましたスマート回廊地域創造事業推進委員会での議論を深めまして、これまで行ってきましたダム周辺の施設や店舗を対象としたスタンプラリーや、桜の開花に合わせたライトアップに加えまして、新たに、地域の魅力を高め、県内外から多くの方々にお越しいただくため、ミュージアムの新マスコットの製作、それを生かした周辺施設とのコラボイベント、ダムの魅力を実感できる学びとアクティビティをパッケージ化した体験型バスツアーなど、人々を引きつける工夫を凝らした施策にも取り組んでまいります。

今後とも、地方公営企業として、那賀町をはじめ地元の皆様と共に知恵を絞り、国や市町村、関係機関とも緊密に連携しながら、電力の安定供給の確保、地域貢献にしっかりと取り組んでまいります。

■⑦高齢者の孤独・孤立対策について■

■古野

今後、2040年に向けて、介護が必要となる85歳以上の人口が増加する一方で、現役世代の生産年齢人口は減少し、どのように高齢者を支えていくかが大きな課題となっております。

とりわけ、高齢化や人口減少が進む中山間地域においては、家と家との間が離れており、まるで「ボツンと一軒家」のような生活をしている家もございまして、そこで生活する高齢者は、住み慣れた場所で生活を続けたいと希望しております。

中山間地域で住み続けるためには、要介護状態となった際に介護サービスが利用できることが重要になってくると考えます。私の地元の那賀町では、今のところは介護サービスの空白地域は存在しませんが、介護サービス事業所の経営状況が悪化する中、高齢者の方は、いつ介護サービスを受けられなくなるか、不安を感じております。

そこで、伺いたいします。中山間地域において、必要な介護サービスを利用しながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、どのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いいたします。

■保健福祉部長

中山間地域においては、物価高や介護人材の不足に加えまして、人口減少と高齢化に伴う介護サービス需要の減少も想定される中、地域の介護サービス事業者の経営環境は一層厳しさを増しているものと認識しております。

県におきましては、これまで、介護職員の賃上げや職場環境改善に向けた補助、外国人介護人材の受入れ・定着への支援、介護テクノロジー導入への補助など、様々な取組を行ってまいりました。

また、さきの九月定例会でお認めいただきました補正予算を活用しまして、中山間地域の訪問介護事業者への緊急的支援、単独事業者では対処できない課題への対応策として、事業者の共同化、連携に向けた支援などに取り組んでいるところでございます。

現在、国においては、中山間地域における訪問系サービスにおける移動に係る負担や専門職等の人材確保が困難な状況等を踏まえまして、現在、社会保障審議会介護保険部会におきまして、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と利用回数に左右されない定額報酬を選択可能とする枠組み、また中山間地域に限定しました人員配置基準等における特例的な介護サービス類型など、

中山間地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のために、新たな仕組みについて議論を重ねているところでございます。

今後とも、国の総合経済対策において盛り込まれた安心して介護サービスを受けられる体制を整備するための緊急措置など、国の動向をしっかりと注視しまして、必要な介護サービスの確保に向け取り組んでまいります。



暴力追放徳島県民大会にて祝辞

■⑧高齢者の孤独・孤立対策について■

■古野

中山間地域において、高齢者の孤立・孤独対策は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けるために極めて重要であり、地域包括ケアシステムの深化を図る上でも最優先で取り組むべき課題であります。

私の地元である那賀町では、都市部よりも高齢化が進み、現在約 54% でございます。現役世代の生産年齢人口の減少が一層進むことが見込まれており、今後どのように高齢者を支えていくかが課題であります。

特に、自宅が点在しているため、社会的なつながりの希薄化や

孤立した暮らしを送ることを余儀なくされ、高齢者の孤立、孤独死などが発生し、高齢者本人はもとより、都会で暮らす家族も強い不安を感じている方が多くいらっしゃいます。

こうした中、最近では ICT を活用した様々な見守りが行われていることから、それを活用していくことは、今後の少子高齢化、人口減少社会において大変重要であると考えます。

このような取組を促進するため、市町村や民間団体と連携し、官民挙げた取組が重要であると考えますが、県の御所見をお伺いいたします。

■保健福祉部長

近年、高齢化と核家族化の進行による高齢者の独り暮らし世帯の増加を背景とし、社会的つながりが希薄化しており、孤立した暮らしを送る高齢者に対する日常的な見守り活動の重要性が増していると認識しております。

県ではこれまで、日常業務で高齢者の家庭を訪問する新聞販売店や電気・ガス事業者などの民間事業者との協定締結、老人クラブの友愛訪問員による定期的な訪問活動などにより、官民一体となった見守り体制を構築してまいりました。

一方、住民に最も近い立場である市町村では、ICT を活用した見守りとし、例えば、急病等の緊急時に利用する通報機器の導入や、人の動きを感知するセンサーを活用した見守りシステムの導入、そして古野議員の地元的那賀町におきましては、医療と介護の連携を図る要援護者共有システム「みまもるくん」など、創意工夫を凝らした様々な取組が進められております。

県としましても、こうした取組を後押しすべく、本年度、様々な ICT を活用した見守りの優良事例や利用可能な財源についての情報を取りまとめ、各市町村へ情報提供したところでございます。

今後とも、市町村としっかり連携し、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう取り組んでまいります。

■⑨へき地の医療提供体制の維持について■

■古野

山間地や山間僻地で安全・安心に暮らすためには、医療提供体制の維持が重要となります。私の地元那賀町では、町が運営する医療機関が相生、上那賀、木沢、木頭の各地域に設置されていますが、患者数の減少に伴い赤字が続くなど、医療を取り巻く環境が厳しさを増しています。

今後も人口減少が進むことを踏まえ、那賀町では、本年 10 月から 11 月にかけて、医療の現状を説明する町民説明会を町内全体で複数回実施し、また今後、那賀町医療未来会議を開催し、町における医療のビジョンを検討することといたしております。

那賀町立の病院や診療所が地域住民になくしてはならない医療機関であることは言うまでもなく、町の将来に向けた医療提供体制を守る取組は重要であります。目下、医療従事者の確保に苦慮している現状にあります。医師については、県をはじめとした派遣支援により、体制がありがたいことに保たれておりますが、看護師等の確保が喫緊の課題となっており、町において繰り返し募集していますが、応募は厳しい状況が続いております。

特に課題となっているのは、町で唯一入院病床を有し、地域の

基幹的な病院である上那賀病院において、看護師の体制が組めないことから、令和 2 年 3 月以降、既に 7 年余り、診療時間を除く救急受入れを休止していることであります。

木頭上流部から直近の阿南医療センターまでの搬送時間は 2 時間必要であります。徳島県にあっては、救急医療が最も遠い地域にあります。那賀町は広範であり、各医療機関までの距離がありますが、住民の高齢化に加え、交通手段も限られることから、那賀町で暮らす我々住民にとっては一刻も早く救急受入れ再開が望まれるところであります。

こうした那賀町をはじめとした僻地での看護師体制の確保に向けては、町の取組だけでは厳しい現状があり、県においても、僻地に住む住民が将来にわたって安心して過ごすことのできるよう、より一層の取組が求められます。

そこでお伺いいたします。上那賀病院をはじめ僻地の医療提供体制の維持に向けて、県は看護師の確保対策にどのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いいたします。

■保健福祉部長

医療は、県民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための不可欠な社会インフラであります。医師や看護師をはじめとした地域の医療人材を安定的に確保していくことは極めて重要な課題であると認識しております。

一方、山間僻地におきましては、交通手段の脆弱性や人口減少、少子高齢化を背景とし、医療人材の確保が一層難しくなる状況にあり、議員お話しのとおり、上那賀病院においては看護体制の確保ができず、救急の受入れを停止しているものと承知しております。

こうした状況を踏まえ、県では、僻地をはじめとした医療機関における看護職員の確保に向け、県看護協会と連携しまして、ナースセンターのサテライト展開による就業支援や復職研修を実施するとともに、那賀町をはじめ県内の山間地域等で看護に触れる看護魅力発見ツアーを実施し、毎年 40 名を超える多くの看護学生に地域の特性や魅力を体感していただいているところでございます。

また、今年度は、県内で就労意欲のある看護学生への修学資金について新規貸与枠を倍増するとともに、県外の医療従事者に本県の医療環境や地域の自然、文化に触れていただく医療版ワーケーションや、県内に移住し公立・公的医療機関に就業する場合、支援金を支給する医師・看護職員移住支援金など、医療人材確保に向けた取組を強化したところでございます。

さらに、入院医療を支える看護人材につきましては、夜勤負担の軽減や勤務環境改善が重要となることから、さきの 9 月補正予算により、看護職員働き方改革支援事業を創設し、看護職員の処遇改善に率先して取り組む医療機関を支援することとしております。

県といたしましては、今後とも、厳しい環境にある僻地医療を守るため、公立病院を運営する地元自治体や県看護協会など関係機関と連携を図りながら、看護師をはじめ医療人材の確保にしっかりと取り組んでまいります。

⑥⑦⑧⑨総括

■古野

それぞれ御答弁をいただきました。コメントを述べさせていただきます。

川口ダム周辺地域の活性化については、より魅力的な施設へとリニューアルするとともに、集客に向け、周辺施設と連携し、工夫を凝らした取組を進めていくとの御答弁をいただきました。

たくさんの方々に観光やレジャーで来ていただき、関係人口が増えることは、経済的効果はもちろんのこと、地域の活性化を生み出し、住民の皆さんを元気にすることにつながっていると思いますので、企業局には那賀町としっかり連携していただいて、引き続き川口ダム周辺地域の活性化に向けた取組をお願い申し上げます。

次に、中山間地域の訪問介護サービスについては、9月補正での緊急的支援など、大変手厚く手当てをしていただいております、誠にありがとうございました。

来年度に向けて、国の議論を見守り、対応してまいるとの御答弁でございました。それでもなお国の政策が足らざるときには、

県独自の対応もさらにお考えをいただき、中山間地域の高齢者の望む生活をかなえられるようお願いを申し上げます。

次に、見守り支援については、高齢者と別に都会に離れて住む御家族は、独り暮らしで暮らす親への心配や不安が大きくなり、親を住み慣れた地域から子の元などに呼び寄せてしまい、親にとってはあまり希望しない転居により、町外、県外へと転出していく事例が多くございます。

住み慣れた地域で住み続けるためには、親はもとより、都会に住む子らも安心できる見守りの手段が重要でございます。どうぞ当事者目線に立った見守りの推進をよろしくお願い申し上げます。

次に、上那賀病院の看護師確保については、当然、地元那賀町の努力が一番重要でございます。今までもこれからも、さらなる懸命の努力は一層行っていくことと思います。しかし、地理的なハンディはいかんともし難く、今後も県の温かくかつ強力な御支援を心からお願いを申し上げます。

■おわりに■

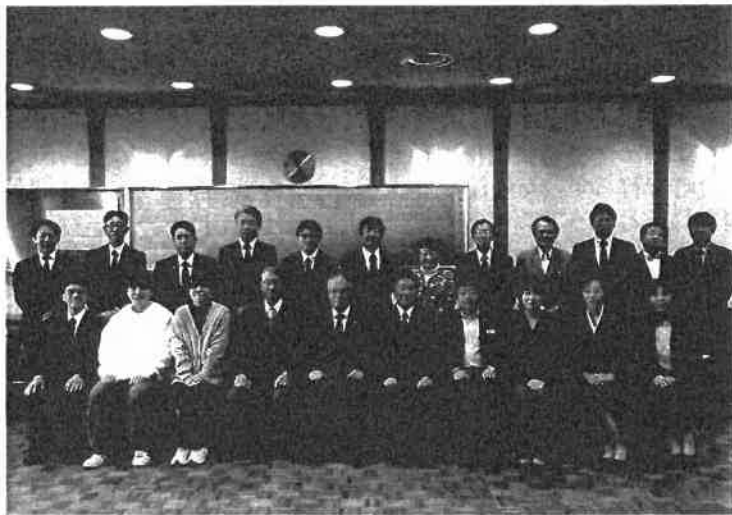
■古野

これで予定いたしました質問は全て終わることができました。それぞれの質問に御丁寧に御答弁をいただきました理事者の皆様方には心より深くお礼を申し上げます。

以前、徳島県は課題先進県と言っておられた方がいらっしゃいましたが、まさに課題先進の町でもございます。

今回も、中山間地の抱える問題点を多く質問させていただきました。今後も過疎地の代表の一人として、多くの課題を取り上げてさせていただきたいと思っております。

最後に、それでは皆様に心からお願いを申し上げまして、私の一般質問を終えさせていただきます。御清聴誠にありがとうございました。



県民と県議会議員の意見交換会



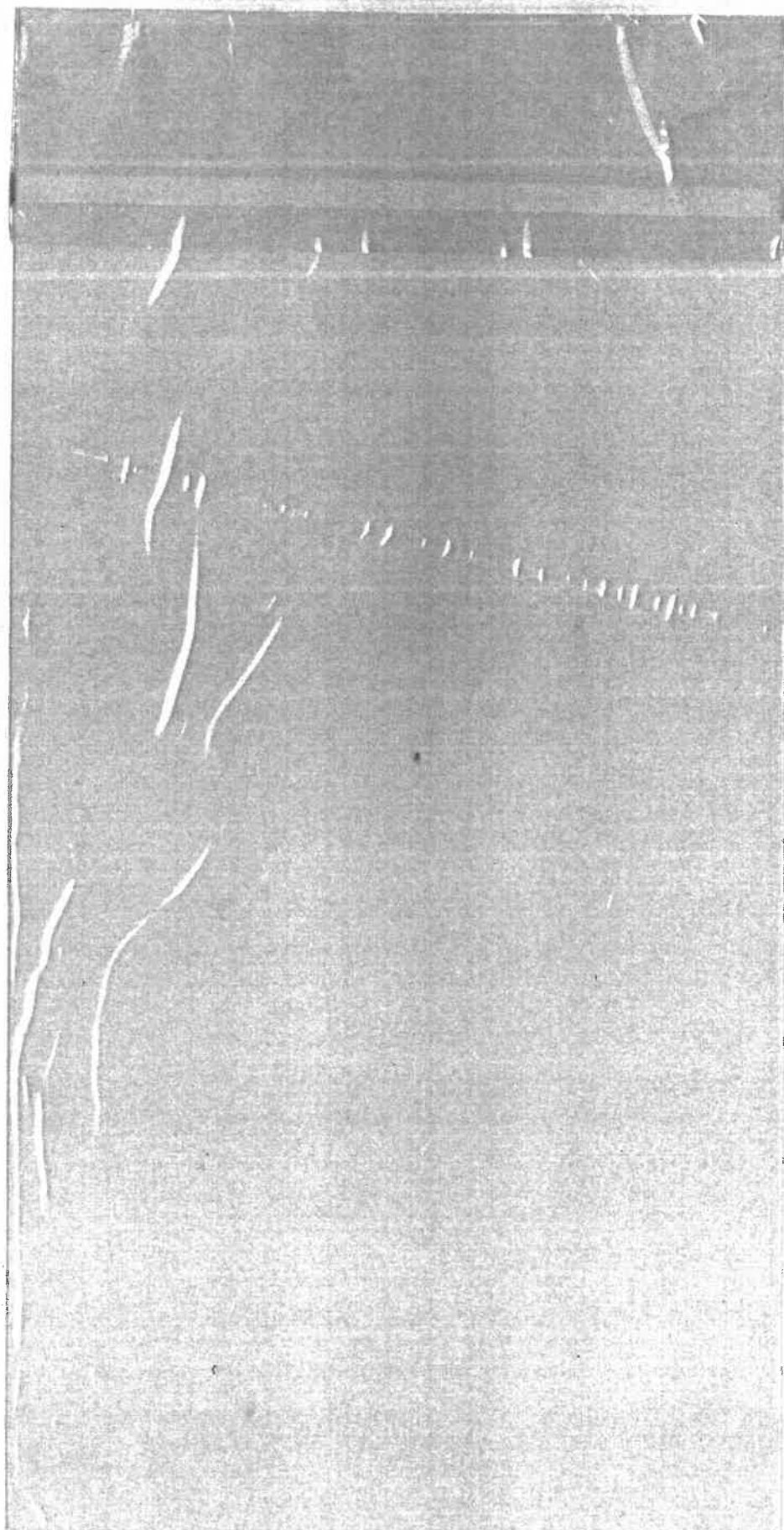
早明浦ダム視察



警察庁長官へ要望活動



ワールドマスターズゲーム 2025 台湾視察



活動報告書兼領収書等添付票

項目	要請陳情等活動費
整理番号	1

①	年月日・時間	令和7年10月27日(月) ①13:15～13:30 ②14:30～14:45						
②	場所	①警察庁(東京都千代田区) ②財務省(東京都千代田区)						
③	相手方	①警察庁長官 楠 芳信 ②財務省主計局長 宇波 弘貴						
④	参加者	徳島県議会議員 須見一仁、重清佳之、眞貝浩司、原徹臣、福山博史、岡田理絵、 沢本勝彦、木下賢功、古野司、平山尚道、近藤諭						
⑤	目的・内容	警察署整備への支援強化、機動隊の機能強化、災害対策用資機材の充実強化について、警察庁及び財務省に対し要望活動を行った。						
⑥	政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
		交通費	58,320	10/10	58,320	往復航空券代 57,220円 往路 10/27 JAL454 9:05徳島発→10:15羽田着 復路 10/27 JAL463 18:30羽田発→19:45徳島着 旅行代理店取扱手数料 1,100円		
		交通費	1,686	10/10	1,686	電車賃 10/27 羽田空港～永田町 霞ヶ関～羽田空港	✓	
		駐車場代	600	10/10	600	10/27 駐車場代(徳島阿波おどり空港)		
		合計	60,606		60,606			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充当に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

2025年12月02日
(251027-AA0007)

古 野 司 様

金額

¥ 58,320※

お支払い方法(現金)

但し 2025/10/27発航空券代(徳島一羽田)往復として



上記の金額正に領収いたしました。
Ref. No. 0000210935 予約No. 3395017

観光庁長官登録旅行業第1982号
株式会社三ツトラベル 徳島

登録番号 0410010682730
〒770-0844
徳島県徳島市幸町2丁目番地3
スタッフグリエビル2階

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

担当者印

TEL:088-625-5581
FAX:088-653-2344

支払証明書

項 目	調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、 会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、 人件費
-----	---

年月日	金 額	相手方	使途及び内容	備 考
令和7年10月27日	519	東京モノレール	羽田空港～浜松町	
令和7年10月27日	146	J R 東日本	浜松町～有楽町	
令和7年10月27日	178	東京メトロ	有楽町～永田町	
令和7年10月27日	178	東京メトロ	霞ヶ関～日比谷	
令和7年10月27日	146	J R 東日本	有楽町～浜松町	
令和7年10月27日	519	東京モノレール	浜松町～羽田空港	

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員名

古野 司



印

会派名

徳島県議会自由民主党

政務活動費経理責任者

山西

国朗



印

(一財) 空港振興・環境整備支援機構

徳島事務所

登録番号 T1011105005394

TEL: 0875-699-4169

領収証

精算機 #04	A 精算No.000186
発券機 #01	発券No.062151
入庫時刻	2025年10月27日(月) 06:52
出庫時刻	2025年10月27日(月) 20:25
駐車時間	13:33
駐車料金	A料金 600円

=====
合 計 600円
(内税10%対象額 600円)
現金領収額 600円
お預り 1,000円
お釣り 400円
またのご利用をお待ちしております。

活動報告書兼領収書等添付票

項目	要請陳情等活動費
整理番号	2

①	年月日・時間	①令和8年3月31日(火)16時から ②令和8年4月1日(水)9時から						
②	場所	①仁木博文衆議院議員徳島事務所(徳島市南末広町) ②中西祐介参議院議員徳島事務所(徳島市間屋町)						
③	相手方	①仁木博文徳島事務所 堀江所長 ②中西祐介徳島事務所 平岡所長						
④	参加者	古野 司						
⑤	目的・内容	①、② 地元要望						
⑥	政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
		宿泊費	6,700	10/10	6,700	3/31 宿泊費(ビジネスホテルコスモス徳島)		
		合計	6,700		6,700			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1 1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領収証

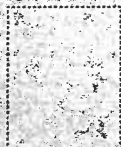
令和8年3月31日

古野 司 様

金額	¥ 6700
----	--------

上記金額正に領収いたしました。(消費税込) 但し宿泊代として

税率 (10%)	税抜金額 ¥ 609.1
	消費税額 ¥ 60.9



ビジネスホテル
コスモス



〒760-0936 徳島県徳島市中央通2-35-4
TEL 088-622-2001
FAX 088-623-8866
E-MAIL: cosmos@t-palace.co.jp

URL: <https://t-palace.co.jp/cosmos/>

●本店 / 有限会社ビジネスホテル高松パレス 〒760-0022 香川県高松市西内町2-7
登録番号: T5470002005631

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	1

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
現代農業 2025年4月号～2026年3月号	12,000	10/10	12,000	
合計	12,000		12,000	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 充当に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1 1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

口座記号番号										
加入者名	一般社団法人 農山漁村文化協会									
金額	千	百	十	万	千	百	十	円		
	*				1	2	0	0	0	
ご依頼人	おなまえ ※【住所等非表示払込書】 古野 司 1200663040-010-01 代行会社 三井住友カード株式会社 様									
料金	料 附 印 07-04-11 T501000111 2730 ュウチョ									
備考	現金扱 (62053) N94190001									

CVS店舗控

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	2

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
獣害列島	946	10/10	946	
絶望の林業	2,420	10/10	2,420	
鹿と日本人	1,980	10/10	1,980	
虚構の森	2,200	10/10	2,200	
合計	7,546		7,546	／

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 充当に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

古 野 可 様

No. _____

金 額

77546

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但 本代

R7 年 4 月 2 日 上記正に領収いたしました

〒771-5406

徳島県那賀郡那賀町延野字王子66-3

こんどう商店

TEL(0884)62-0070

登録番号

GR1822

納 品 書

古 野

R7 年 4 月 2 日 様

〒771-5406

徳島県那賀郡那賀町延野字王子66-3

こんどう商店

下記のとおり納品いたしました

品 名	数 量	単 価	金 額
1 獣害列島			946
2 絶望の林業			2420
3 鹿と日本人			1980
4 虚構の森			2200
5			

合 計 (税抜・税込)	税率	10 %	消費税額等	
		%		
消費税額等			税込合計金額	77546

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	3

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
徳島新聞 統合 4月分 電子版併読	4,550	1/4	1,137	/
徳島新聞 統合 5月分 電子版併読	4,550	1/4	1,137	/
徳島新聞 統合 6月分 電子版併読	4,550	1/4	1,137	/
【しんぶん赤旗】日曜版 4月分	990	10/10	990	/
【しんぶん赤旗】日曜版 5月分	990	10/10	990	/
【しんぶん赤旗】日曜版 6月分	990	10/10	990	/
合計	16,620		6,381	/

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)		会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である		経理責任者審査 
☒ 充当に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない		

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1 1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	10/10.1/4
政務活動費の支出額	6,381 円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

2025年4月分 領収証

古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

品名	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	4,000*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥4,550*		
率	税込計	税額
8	4,000	296
10	550	50

※は軽減税率対象

(税込価格)

登録番号:T5810191788934

松本新聞店

徳島新聞丹生谷専売所

徳島県那賀郡那賀町木頭折

宇字棚谷15-1

0884-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収



2025年5月分 領収証

古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

品名	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	4,000*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥4,550*		
率	税込計	税額
8	4,000	296
10	550	50

※は軽減税率対象

(税込価格)

登録番号:T5810191788934

松本新聞店

徳島新聞丹生谷専売所

徳島県那賀郡那賀町木頭折

宇字棚谷15-1

0884-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収



2025年6月分 領収証

古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

品名	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	4,000*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥4,550*		
率	税込計	税額
8	4,000	296
10	550	50

※は軽減税率対象

(税込価格)

登録番号:T5810191788934

松本新聞店

徳島新聞丹生谷専売所

徳島県那賀郡那賀町木頭折

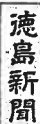
宇字棚谷15-1

0884-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収



古野 司 様

しんぶん
領収書 赤旗

2025 年 4 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党阿南地区委員会
阿南市宝田町川原 9 0
TEL 0884-22-2446

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

領収年月日

6/30



日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

古野 司 様

しんぶん
領収書 赤旗

2025 年 5 月分

990 円(税込)

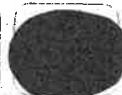
新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党阿南地区委員会
阿南市宝田町川原 9 0
TEL 0884-22-2446

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

領収年月日

6/30



日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

古野 司 様

しんぶん
領収書 赤旗

2025 年 6 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党阿南地区委員会
阿南市宝田町川原 9 0
TEL 0884-22-2446

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

領収年月日

6/30



日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	4

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
徳島新聞 統合 7月分 電子版併読	4,550	1/4	1,137	
徳島新聞 統合 8月分 電子版併読	4,550	1/4	1,137	
徳島新聞 統合 9月分 電子版併読	4,550	1/4	1,137	
【しんぶん赤旗】日曜版 7月分	990	10/10	990	
【しんぶん赤旗】日曜版 8月分	990	10/10	990	
【しんぶん赤旗】日曜版 9月分	990	10/10	990	
合計	16,620		6,381	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 充実に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1 1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	10/10、1/4
政務活動費の支出額	6,381 円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

2025年7月分 領収証

古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	4,000*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥4,550*		
率	税込計	税額
8	4,000	296
10	550	50

※は軽減税率対象

(税込価格)

登録番号:T5810191788934

松本新聞店

徳島新聞丹生谷専売所

徳島県那賀郡那賀町木頭折

宇字棚谷15-1

0884-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収



2025年8月分 領収証

古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	4,000*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥4,550*		
率	税込計	税額
8	4,000	296
10	550	50

※は軽減税率対象

(税込価格)

登録番号:T5810191788934

松本新聞店

徳島新聞丹生谷専売所

徳島県那賀郡那賀町木頭折

宇字棚谷15-1

0884-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収



2025年9月分 領収証

古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	4,000*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥4,550*		
率	税込計	税額
8	4,000	296
10	550	50

※は軽減税率対象

(税込価格)

登録番号:T5810191788934

松本新聞店

徳島新聞丹生谷専売所

徳島県那賀郡那賀町木頭折

宇字棚谷15-1

0884-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収



古野 司 様

しんぶん赤旗
領収書

2025 年 7 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党阿南地区委員会
阿南市宝田町川原 9 0
TEL 0884-22-2446

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日

10/5



古野 司 様

しんぶん赤旗
領収書

2025 年 8 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党阿南地区委員会
阿南市宝田町川原 9 0
TEL 0884-22-2446

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日

10/5



古野 司 様

しんぶん赤旗
領収書

2025 年 9 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党阿南地区委員会
阿南市宝田町川原 9 0
TEL 0884-22-2446

8%対象	990 円(税込)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税込)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日

10/5



活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	5

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
徳島新聞 統合 10月分 電子版併読	4,550	1/4	1,137	
徳島新聞 統合 11月分 電子版併読	4,550	1/4	1,137	
徳島新聞 統合 12月分 電子版併読	4,550	1/4	1,137	
【しんぶん赤旗】日曜版 10月分	990	10/10	990	
【しんぶん赤旗】日曜版 11月分	990	10/10	990	
【しんぶん赤旗】日曜版 12月分	990	10/10	990	
合計	16,620		6,381	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)		会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である		経理責任者審査 
☒ 充実に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない		

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	10/10.1/4
政務活動費の支出額	6,381 円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

2025年10月分 領収証

古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

品名	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	4,000*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥4,550*		
率	税込計	税額
8	4,000	296
10	550	50

※は軽減税率対象

(税込価格)

登録番号:T5810191788934

松本新聞店

徳島新聞丹生谷専売所

徳島県那賀郡那賀町木頭折

宇字棚谷15-1

084-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収



2025年11月分 領収証

古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

品名	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	4,000*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥4,550*		
率	税込計	税額
8	4,000	296
10	550	50

※は軽減税率対象

(税込価格)

登録番号:T5810191788934

松本新聞店

徳島新聞丹生谷専売所

徳島県那賀郡那賀町木頭折

宇字棚谷15-1

084-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収



2025年12月分 領収証

古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

品名	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	4,000*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥4,550*		
率	税込計	税額
8	4,000	296
10	550	50

※は軽減税率対象

(税込価格)

登録番号:T5810191788934

松本新聞店

徳島新聞丹生谷専売所

徳島県那賀郡那賀町木頭折

宇字棚谷15-1

084-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収



古野 司 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025 年10 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党阿南地区委員会
阿南市宝田町川原 9 0
TEL 0884-22-2446

8%対象	990 円(税込)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税込)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日

26年

1/4



古野 司 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025 年11 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党阿南地区委員会
阿南市宝田町川原 9 0
TEL 0884-22-2446

8%対象	990 円(税込)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税込)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日

26年

1/4



古野 司 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025 年12 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党阿南地区委員会
阿南市宝田町川原 9 0
TEL 0884-22-2446

8%対象	990 円(税込)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税込)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日

26年

1/4



活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	6

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
徳島新聞 統合 1月分 電子版併読	4,550	1/4	1,137	
徳島新聞 統合 2月分 電子版併読	4,550	1/4	1,137	
徳島新聞 統合 3月分 電子版併読	4,550	1/4	1,137	
【しんぶん赤旗】日曜版 1月分	990	10/10	990	
【しんぶん赤旗】日曜版 2月分	990	10/10	990	
【しんぶん赤旗】日曜版 3月分	990	10/10	990	
合計	16,620		6,381	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 充実に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	$\frac{10}{10}$ $\frac{1}{4}$
政務活動費の支出額	6,381 円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

2026年1月分 領収証
古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

品名	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	4,000*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥4,550*		
率	税込計	税額
8	4,000	296
10	550	50

※は軽減税率対象 (税込価格)

登録番号:T5810191788934

松本新聞店
徳島新聞丹生谷専売所
徳島県那賀郡那賀町木頭折
字字棚谷15-1

0884-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます
上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収



2026年2月分 領収証
古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

品名	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	4,000*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥4,550*		
率	税込計	税額
8	4,000	296
10	550	50

※は軽減税率対象 (税込価格)

登録番号:T5810191788934

松本新聞店
徳島新聞丹生谷専売所
徳島県那賀郡那賀町木頭折
字字棚谷15-1

0884-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます
上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収



古野 司 様

しんぶん 赤旗
領収書

2026年1月分

990円(税込)

新聞・雑誌名 税率 部数 金額(税込)
しんぶん赤旗日曜版 8% 1 990

(取扱先)
日本共産党阿南地区委員会
阿南市宝田町川原90
TEL 0884-22-2446

8%対象 990円(税込) 消費税 73円
10%対象 0円(税込) 消費税 0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日

3/31



2026年3月分 領収証

古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

品名	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	4,000*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥4,550*		
率	税込計	税額
8	4,000	296
10	550	50

※は軽減税率対象

(税込価格)

登録番号:T5810191788934

松本新聞店

徳島新聞丹生谷専売所

徳島県那賀郡那賀町木頭折

宇字棚谷15-1

0884-68-2416



毎度ご購入ありがとうございます

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収

古野 司 様

しんぶん 赤旗
領収書

2026年2月分

990円(税込)

新聞・雑誌名

税率 部数 金額(税込)

しんぶん赤旗日曜版 8% 1 990

(取扱先)

日本共産党阿南地区委員会

阿南市宝田町川原90

TEL 0884-22-2446

8%対象 990円(税込) 消費税 73円

10%対象 0円(税込) 消費税 0円

領収年月日

3/31

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

古野 司 様

しんぶん 赤旗
領収書

2026年3月分

990円(税込)

新聞・雑誌名

税率 部数 金額(税込)

しんぶん赤旗日曜版 8% 1 990

(取扱先)

日本共産党阿南地区委員会

阿南市宝田町川原90

TEL 0884-22-2446

8%対象 990円(税込) 消費税 73円

10%対象 0円(税込) 消費税 0円

領収年月日

3/31

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822